



高石市

みどりの基本計画



高石市 みどりの基本計画 目次

I. はじめに	1
1-1 計画の概要	3
(1) 計画の目的	3
(2) 計画の期間と位置づけ	4
(3) 本計画における「みどり」の考え方	4
1-2 社会的背景と計画（改定）の視点	5
(1) 社会的背景	5
(2) 計画（改定）の視点	6
1-3 「みどり」の役割	7
(1) 都市環境の維持・改善	7
(2) 美しい都市景観の形成	7
(3) にぎわい・やすらぎ・うるおいの場の提供	7
(4) 都市の安全性・防災性の向上	7
(5) 生き物の生息場所や環境教育の場	7
II. 「みどり」の現状と課題	9
2-1 市の概要	11
(1) 自然的条件	11
(2) 社会的条件	14
2-2 上位・関連計画	25
(1) みどりの大阪推進計画	25
(2) 大阪府景観計画	26
(3) 高石市都市計画マスタープラン	27
2-3 「みどり」の現状	30
(1) 緑地	31
(2) 緑被	37
2-4 「みどり」に対する市民の意識	41
(1) 「緑の量」についての評価	41

(2) 「緑の満足度」についての評価	41
(3) 近年の「緑の増減」についての実感	42
(4) 公園の利用について	42
(5) 公園の数についての意向	43
(6) 緑のまちづくりの実施意向について	43
(7) 緑に望む役割について	44
(8) 特に緑を守るべき場所について	45
(9) 緑を増やしたい場所について	45
(10) 重点的に進めるべき施策について	46
(11) 市の支援内容について	46
2-5 「みどり」の目標達成状況	47
(1) 緑地の目標と達成状況	47
(2) 都市公園等の目標と達成状況	47
2-6 計画策定にあたっての課題	49
(1) 「みどり」を感じられるまちづくり	49
(2) 「みどり」の質の向上	50
(3) 「みどり」のさらなる活用	51
(4) 民有地との連携強化	52
(5) 住民、事業者、行政との協働推進	53
Ⅲ. 「みどり」のまちづくりの基本的な方向性	55
3-1 基本目標	57
3-2 基本方針	58
(1) 「みどり」を実感するための基本方針	58
(2) 「みどり」の骨格とネットワークづくりの基本方針	58
(3) 「みどり」の機能活用の基本方針	59
(4) 「みどり」を活かす仕組みの基本方針	59
3-3 計画の目標	60
(1) 前計画の配置方針	60
(2) 新計画の配置方針	62
(3) 新計画の目標設定	69

IV. 実現に向けての施策	71
4-1 施策の体系	73
4-2 施策の内容	74
(1) 骨格となる「みどり」づくり	74
(2) 街全体へと広がる「みどり」づくり	82
(3) 「みどり」の推進スキームづくり	85
V. 計画の推進体制	87
5-1 推進体制	89
5-2 進捗管理	90

I. はじめに

1-1 計画の概要

(1) 計画の目的

高石市の「みどり」に関する総合的な計画です
前計画より、十数年が経過し、新たに計画を改定します

- 「みどりの基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、市町村が、その区域内における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための、みどりとオープンスペースに関する計画です。
- 具体的には、市内における「みどり」の現状や、「みどり」に対する多様な市民ニーズを踏まえて、道路や河川等の公共空間の緑化、学校等の公共公益施設の緑化、民有地の緑化や緑地の保全、さらには緑化意識の普及啓発等のソフト面の施策も含めた、都市の「みどり」に関する総合的な計画です。
- 平成13年12月に策定した現行の「高石しみどりの基本計画」では、「みどり」の保全・創出・活用に向けて、様々な緑化施策を市民や事業者等との協働により、進めてきました。
- しかし、策定から十数年が経過して、社会情勢が大きく変化してきたこと、「みどり」に関連する法制度の改正が進んだこと、本市や大阪府等が策定する上位・関連計画の多くが改定されたこと等、本市の「みどり」を取り巻く各種状況が変化してきていることから、前計画の目標年次に先立ち、改めて「みどり」の現況を把握し解析するとともに、市民等の意向を捉えながら、みどりの基本計画を改定することとしました。

社会情勢の変化

- 人口減少や少子高齢化
- 地球環境問題 ○財政的制約
- 市内の市街地整備に伴う土地利用の改変
- 都市公園の見直しと施設の長寿命化

「みどり」に関連する法制度の改正

- 都市公園法の一部改正(平成16年公布)
- 景観緑三法(平成17年全面施行)
- 生物多様性基本法(平成20年制定)

上位・関連計画

- みどりの大阪推進計画(平成21年・大阪府)
- 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)(平成23年・大阪府)
- 第4次高石市総合計画(平成23年・高石市)
- 高石市人口ビジョン(平成28年3月) ○高石市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成28年3月)
- 高石市都市計画マスタープラン(平成24年・高石市)

(2) 計画の期間と位置づけ

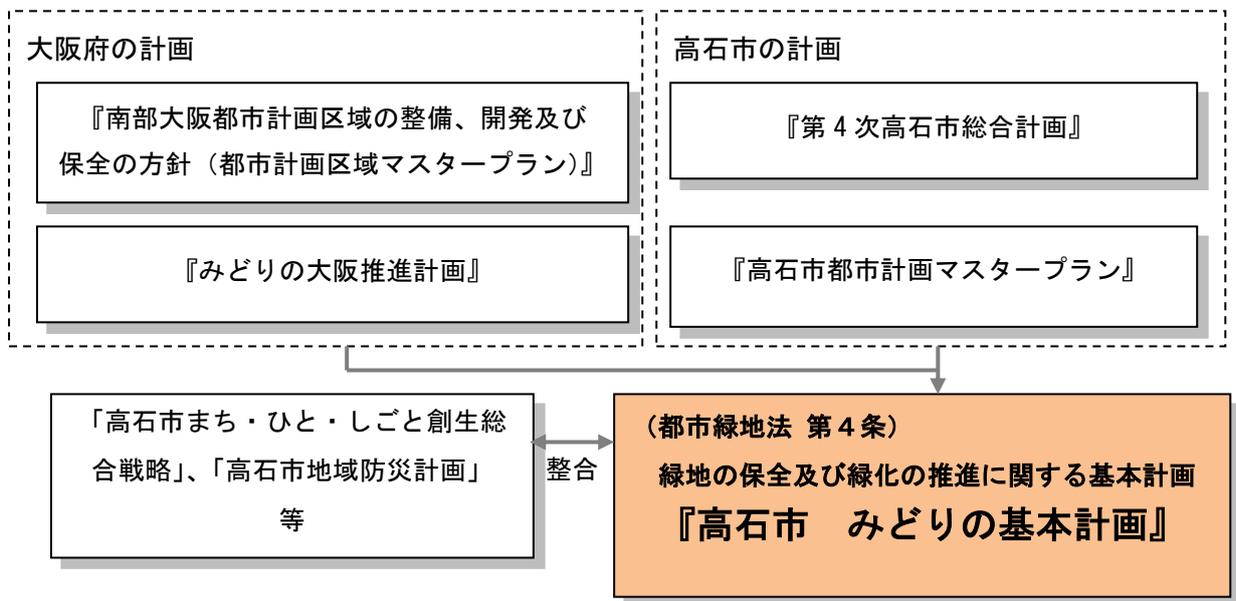
計画は今後約 15 年を目標に、府や市のまちづくり計画と連携して進めていきます

①計画の期間

- 計画期間は、『高石市都市計画マスタープラン』の改定目処に合わせるものとし、中間目標を平成 33 年度、最終的な目標年次を平成 43 年度とします。

②計画の位置づけ

- 本計画は、本市のまちづくりの計画である『第4次高石市総合計画』や『高石市都市計画マスタープラン』を上位計画とするとともに、大阪府のまちづくりや都市計画及び「みどり」に関わる計画とも整合する計画とします。



計画の位置づけ

(3) 本計画における「みどり」の考え方

公共施設だけでなく、民有地も含めて草花や樹木で覆われている土地や水面が「みどり」の対象となります

- この計画で使用する「みどり」とは、草花や樹木等の植物のみを意味するのではなく、それらを含む周辺の土地や空間も意味しています。つまり、個人の庭の草花や道路の街路樹ばかりでなく、公園・広場、農地、樹林地、河川・ため池までを含むものです。

1-2 社会的背景と計画（改定）の視点

（1）社会的背景

「みどり」のまちづくりを進める上で、都市をとりまく環境が大きく変化してきています

①人口減少、少子超高齢社会の進行

- 人口減少時代を迎え、社会保障費の負担増大等による財政的制約のなかで、重点的・効率的な社会資本整備や、維持管理費の増大も視野に入れた既存ストックの有効活用が求められています。
- 少子・高齢化から市民意識の高度化・多様化が進み、量より質を重視したライフスタイル意識の変化から、よりみどりへの関心が高まっています。

②成熟した都市と豊かな地域づくり

- 自然と人々の豊かなふれあいや、ゆとりある生活の基盤となるみどり豊かで成熟した環境を、健全な状態で次の世代に引き継いでいくことが重要な課題となっています。
- 地域コミュニティの醸成や、地域文化と密接に関連している自然・歴史・文化資源を共有・継承していくことが望まれるなか、みどりとオープンスペースを活用した地域の活性化や地域間の交流・連携が求められています。

③自立・自律・自助、参画型社会への移行

- 都市公園や街路樹の適切な維持管理により、質の維持・向上を図ることが重視されてきています。
- よりよい維持管理を進めるため、行政による取り組みだけでなく、市民・事業者・NPO等の参加・協力が必要になってきています。

④地球環境

- 都市における「みどり」は、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保等、様々な環境問題に対応していく上で、大きな役割が期待されてきています。
- 低炭素型社会に向けた、みどりの効果の発揮が求められています。

⑤都市防災

- 自然災害は、市民の安全・安心に関わる大きな脅威となっており、みどりの持つ防災機能の強化が、安全・安心なまちづくりの観点から求められています。

⑥自然環境の変化

- 生物多様性*の確保に向けた各種の取り組みが進展し、生物多様性の確保に貢献する緑地の保全・緑化等が求められています。
- みどりの多様な機能の発揮に向け、「みどり及び生態系のネットワーク形成」が重視されてきています。

*注：生物多様性とは

生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、生きものの命はそれぞれ個性（違い）があり、全て直接的に間接的に支えあっていること。

⑦社会経済環境の変化

- 開発等による都市化の進展や、既存市街地における都市基盤整備の遅れが起きています。
- 空き家・空き地の増加等、土地利用の変化が起きています。

(2) 計画（改定）の視点

質の高い「みどり」が実感でき、
「みどり」を通じて市民・事業者・行政が連携し、
「みどり」をまちづくりに活用していける、
3つの視点で計画を改定します

- 近年の都市を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、国では「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」を設置し、平成27年10月に、これからのみどりとオープンスペース政策について中間とりまとめが行われました。
- 中間とりまとめでは、社会が成熟化し、市民の価値観も多様化するなか、都市インフラも一定程度整備されたステージでは、「ストック効果をより高める」、「民間との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」といった観点を重視し、市民のクオリティ・オブ・ライフの向上、地域コミュニティの強化、持続可能で魅力あふれる高質都市の形成等に向けた都市戦略のなかで、みどりとオープンスペースの持てるポテンシャルを最大限発揮することが必要であることが述べられています。
- 本計画にあたっては、これらの観点をもとにした以下の視点での改定を行うものとします。

①ストック効果をより高める

- 「みどり」の質をより向上させ、「みどり」を実感できるまちづくりを進めること。

②民間との連携を加速する

- 民有地の「みどり」を活用し、市民、事業者、行政が連携して「みどり」のまちづくりを行うこと。

③都市公園を一層柔軟に使いこなす

- 「みどり」の様々な役割を発展させ、まちづくりに活用していくこと。

1-3 「みどり」の役割

- 「みどり」は、環境保全や防災、レクリエーションの場の提供、景観形成等様々な役割を果たしています。本市において「みどり」に期待する役割は、以下のようにまとめることができます。

(1) 都市環境の維持・改善

- みどりは緑陰をつくり、蒸散による放射冷却を行うことで、ヒートアイランド現象の緩和や、室内温度を快適に保つことに寄与する省エネルギー効果があります。
- みどりが汚染物質の吸収・吸着を行うことで、大気の浄化等に貢献しています。また、まとまったみどりは騒音防止等の効果もあります。

(2) 美しい都市景観の形成

- 人工的で直線的な都市景観に木々のみどりや草花が加わることで、彩り豊かな美しい景観を創出します。
- 地域の自然条件や歴史・文化によって育まれたみどりは、地域性の高い個性的な景観を生み出し、良質な観光資源となるとともに、地域への愛着心の向上に寄与します。

(3) にぎわい・やすらぎ・うるおいの場の提供

- 公園等は子どもの遊び場、スポーツ、散歩等の野外レクリエーションの場として利用され、イベント等の際には、コミュニティ活動の場として広く利用されています。
- 花とみどりによる季節の様々な変化は、日常生活においてふれあうことで、心にやすらぎとうるおいを与えてくれます。

(4) 都市の安全性・防災性の向上

- 公園等のオープンスペースは、災害時に防災拠点に位置づけられる等重要な役割を担います。
- 街路樹や公園等のみどりが焼け止まり線となり、火災による延焼防止に貢献しています。
- 樹林地や草地、土の地面が雨水を浸透させることにより、雨水の流出を抑制し、都市型水害の発生を軽減しています。

(5) 生き物の生息場所や環境教育の場

- まとまりや連続性のあるみどりは、生き物の生育・生息場所や移動経路として生態系の底辺を支え、生き物の多様性に寄与しています。
- みどりは、人々に生き物や自然環境に対する興味を喚起させ、体験学習等の環境教育の場となります。

Ⅱ. 「みどり」の現状と課題

2-1 市の概要

(1) 自然的条件

①位置

- 本市は大阪府の南部に位置し、西は大阪湾、北と東は堺市、南は和泉市及び泉大津市に面しており、東西約 6.1km、南北約 4.1km、面積約 11.29k m²というコンパクトな市域になっています。
- 南海本線、JR 阪和線等の鉄道と国道 26 号、阪神高速道路大阪湾岸線等の道路で周辺市と結ばれ、大阪市中心部と関西国際空港のいずれにも約 20 分で到達できる、交通至便の立地にあります。



高石市の位置図

②地勢

- 本市の地形は、大きく内陸部と臨海部に分かれます。その間には浜寺水路があり、水路沿いに浜寺公園等のみどり空間があります。また、内陸部は山や丘陵等のない平坦地となっており、芦田川や王子川等が流れています。

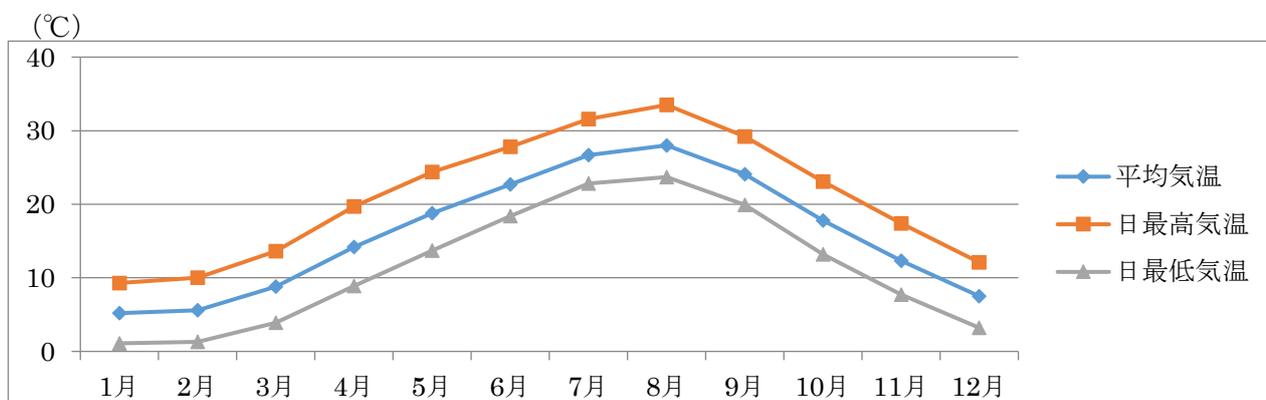
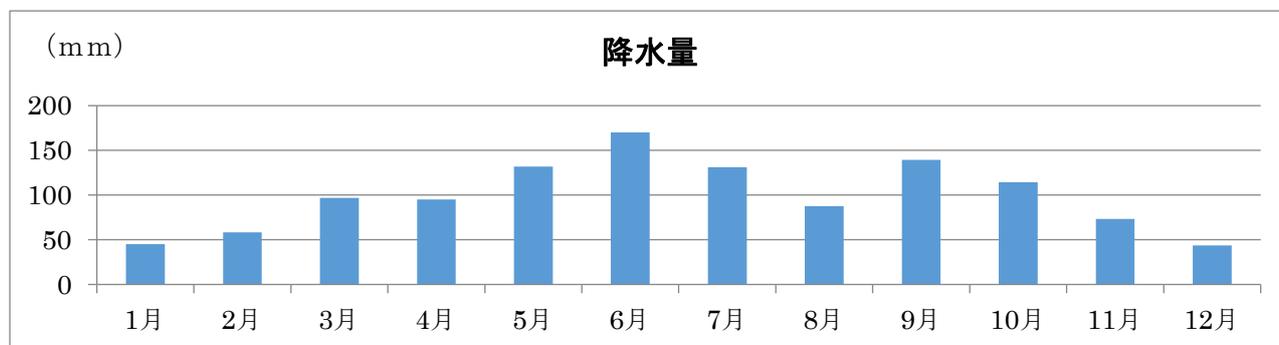
③気象

- 本市の気候は温暖な瀬戸内式気候帯に属し、2010年までの30年間に於ける年平均気温は約16℃（最高は8月の28.0℃、最低は1月の5.2℃）、日最高気温は33.5℃（8月）、日最低気温は1.1℃（1月）となっています。
- また、降水は梅雨期の6月前後と秋季の9月に多く、12～1月の冬季に少なく、年平均降水量は、約1,200mm前後と少なくなっています。

高石市付近（観測地点は堺市内）の気象

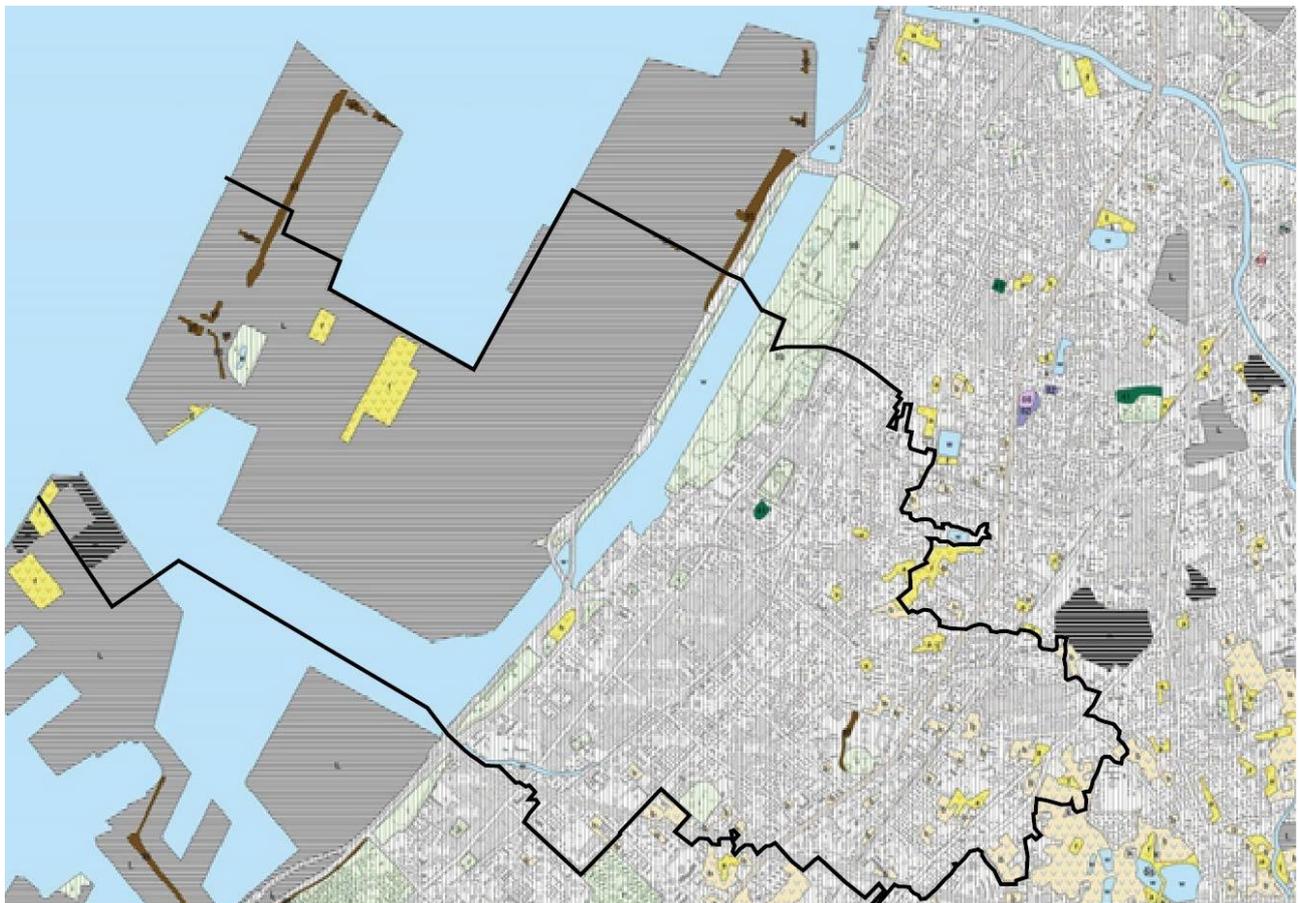
要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
統計期間	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1987～2010
1月	45.1	5.2	9.3	1.1	2.2	127.3
2月	58.3	5.6	10.0	1.3	2.0	133.6
3月	96.9	8.8	13.6	3.9	2.0	167.3
4月	95.2	14.2	19.7	8.9	1.9	194.6
5月	132.0	18.8	24.4	13.7	1.6	198.9
6月	170.2	22.7	27.8	18.4	1.5	161.7
7月	131.0	26.7	31.6	22.8	1.6	194.1
8月	87.7	28.0	33.5	23.7	1.6	230.8
9月	139.3	24.1	29.2	19.9	1.4	166.1
10月	114.5	17.8	23.1	13.2	1.3	163.3
11月	73.4	12.3	17.4	7.7	1.5	144.6
12月	43.5	7.5	12.1	3.2	1.9	137.1
年	1187.0	15.9	21.0	11.4	1.7	2019.7

資料：気象庁



④植生

- 本市の植生は、環境省の「自然環境保全基礎調査」によると、浜寺水路沿いに「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」（浜寺公園）があり、「路傍・空地雑草群落」や「水田雑草群落」、「その他植林」が点在している以外は、内陸部のほとんどが「市街地」、臨海部は「工場地帯」となっています。



凡例

■	41, 270200	アラカン群落
■	58, 300104	ケヤキムクノキ群集
■	69, 410105	アハマキコナラ群集
■	70, 420102	モチツツジアカマツ群集
■	76, 450100	ススキ群団(VII)
■	82, 470400	ヨシクラス
■	86, 470600	ヒルムシロクラス
■	91, 540100	スギ・ヒノキ・サウラ植林
■	93, 540300	クロマツ植林
■	95, 541000	その他植林
■	96, 550000	竹林
■	99, 580200	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
■	116, 541300	その他植林(常緑広葉樹)
■	a, 570300	畑雑草群落
■	b, 570400	水田雑草群落
■	f, 570100	路傍・空地雑草群落
■	h, 560100	ゴルフ場・芝地
■	i, 580101	緑の多い住宅地
■	k, 580100	市街地
■	L, 580300	工場地帯
■	m, 580400	造成地
■	w, 580600	開放水域

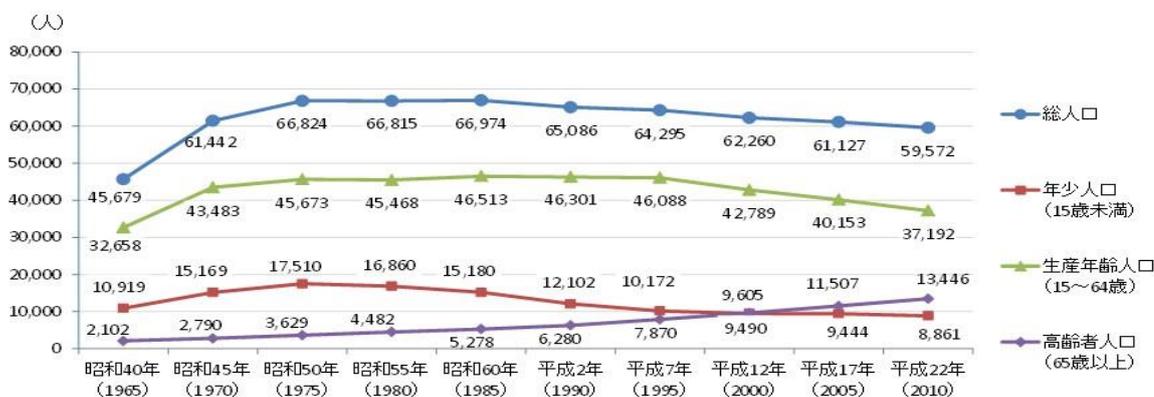
現存植生図

資料：環境省「自然環境保全基礎調査」

(2) 社会的条件

①人口

- 本市における総人口の推移を国勢調査の結果でみると、平成 22 年の時点で 59,572 人ありますが、昭和 60 年以降は減少傾向にあります。生産年齢人口は昭和 60 年、年少人口は昭和 50 年を、それぞれピークとして減少している一方、高齢者人口は一貫して増加を続け、平成 12 年には年少人口を上回っており、少子高齢化が進行しています。



総人口・年齢3区分別人口の推移

資料：総務省「国勢調査」

- 平成 23 年以降の総人口の推移を「住民基本台帳・外国人登録」からみても、平成 23 年から平成 27 年までの間に 1,853 人・3%減少して 58,315 人となっています。これを町別にみると、加茂は微増、高師浜は横ばいであるほか、千代田や綾園では市全体よりも減少傾向がやや強くなっています。(人口の少ない羽衣公園丁や高砂を除く)

町別人口の推移 (単位: 人、各年 1 月 1 日)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	H27/H23
千代田	8,482	8,301	8,153	8,049	7,969	0.94
高師浜	4,810	4,858	4,890	4,876	4,799	1.00
羽衣	6,860	6,797	6,727	6,674	6,590	0.96
東羽衣	9,642	9,491	9,480	9,501	9,513	0.99
加茂	5,706	5,904	5,914	5,933	5,954	1.04
綾園	9,538	9,409	9,275	9,223	9,010	0.94
西取石	6,974	6,845	6,729	6,687	6,670	0.96
取石	8,148	8,072	8,011	1,206	7,802	0.96
羽衣公園丁	2	2	2	3	3	1.50
高砂	6	6	3	3	5	0.83
総数	60,168	59,685	59,184	58,887	58,315	0.97

資料：市市民課「住民基本台帳・外国人登録」

- 平成 23 年以降の総世帯数の推移を「住民基本台帳・外国人登録」からみると、平成 23 年から平成 27 年までの間に 184 世帯・1%増加して 24,846 世帯となっています。これを町別にみると、加茂や高師浜は増加、千代田では微減となっています。（世帯数の少ない羽衣公園丁や高砂を除く）

町別世帯数の推移（単位：世帯、各年 1 月 1 日）

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	H27/H23
千代田	3,478	3,434	3,395	3,392	3,395	0.98
高師浜	2,010	2,059	2,089	2,110	2,090	1.04
羽衣	2,703	2,704	2,691	2,690	2,719	1.01
東羽衣	3,971	3,924	3,952	3,972	3,977	1.00
加茂	2,249	2,343	2,355	2,364	2,373	1.06
綾園	4,158	4,159	4,159	4,208	4,154	1.00
西取石	2,869	2,845	2,828	2,846	2,908	1.01
取石	3,216	3,246	3,219	3,228	3,222	1.00
羽衣公園丁	2	2	2	3	3	1.50
高砂	6	6	3	3	5	0.83
総数	24,662	24,722	24,693	24,816	24,846	1.01

資料：市市民課「住民基本台帳・外国人登録」

- 65 歳以上の高齢者人口比率の推移を町別にみると、最も高いのが千代田の 30.7%、次いで高師浜の 30.2%であり、逆に最も低いのが西取石の 21.5%、次いで加茂の 22.5%となっています。また、平成 23 年から平成 27 年にかけて最も大きく増加しているのは千代田（5.5 ポイント増）で、増加が比較的緩やかなのは東羽衣（1.9 ポイント増）となっています。

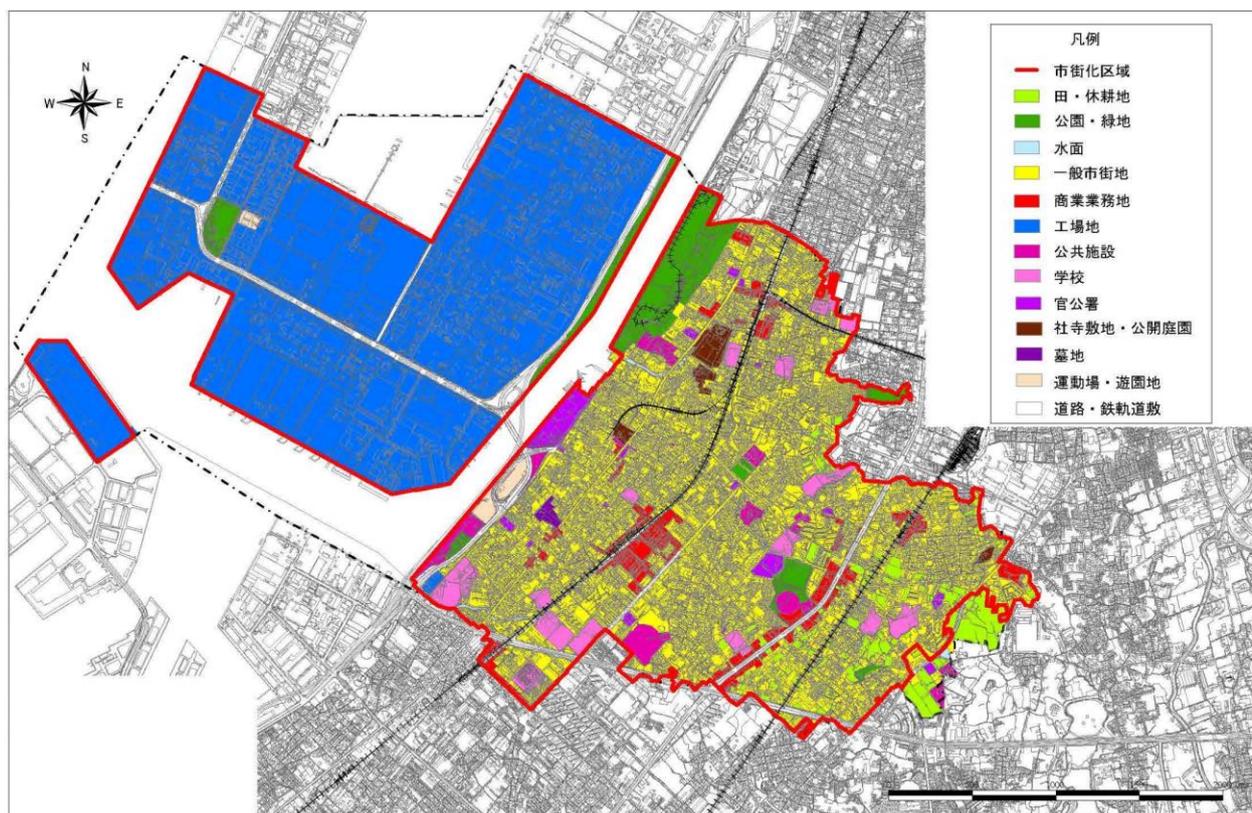
高齢者人口比率の推移（単位：%、各年 1 月 1 日）

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	H27-H23
千代田	25.2	26.3	27.8	29.3	30.7	+5.5
高師浜	26.6	27.0	27.8	28.9	30.2	+3.6
羽衣	19.9	20.3	21.3	22.5	23.5	+3.6
東羽衣	22.4	22.7	23.4	23.9	24.3	+1.9
加茂	20.3	20.4	21.2	22.2	22.5	+2.2
綾園	23.1	23.9	25.0	26.0	27.2	+4.1
西取石	17.4	18.2	19.5	20.5	21.5	+4.1
取石	21.2	22.1	22.8	23.7	24.8	+3.6
市全体	22.0	22.7	23.6	24.6	25.6	+3.6

資料：市市民課「住民基本台帳・外国人登録」

②土地利用

- 本市の土地利用は、臨海部では工場地、内陸部では一般市街地が大部分を占めています。内陸部の浜寺水路沿いは公園・緑地（浜寺公園）、公共施設、運動場として利用されています。また鉄道駅周辺や国道 26 号沿いには商業業務地が集積しているほか、市域の南東部には田・休耕地が散在しています。



土地利用現況図

③交通

イ) 道路ネットワーク

- 本市の道路ネットワークは、広域幹線道路、地域幹線道路、補助幹線道路及び生活道路で構成されています。
- 本市においては、広域間の高速移動を受け持つ自動車専用道路として（都）*大阪湾岸線（阪神高速道路湾岸線）と（都）松原泉大津線（堺泉北有料道路）があり、広域的な交通流動を担う広域幹線道路として、（都）大阪臨海線、（都）国道 26 号があります。
- 隣接する市との円滑な連絡や、市内各地域とのネットワークを図る地域幹線道路として、（都）堺阪南線、（都）南海中央線、（都）取石舞線、（都）新村北線、（都）高石北線、市道取石中央線、（都）高砂 1 号線、（都）高石大園線、（都）高石南線があります。
- 道路ネットワークを形成している都市計画道路は、（都）大阪湾岸線を含めて市内に 32 路

線・39.280km が都市計画決定されており、平成 26 年度末の時点で整備率は 67% となっています。

※注：都市計画道路、都市計画公園等、都市計画に位置づけられている施設について、(都) を記しています (以下、同様)。

都市計画道路の整備状況

路線数	総延長	整備済み区間延長
32 路線	39, 280m	26, 170m (67%)

(平成 26 年度末現在)

ロ) 公共交通機関及びターミナル機能

【鉄道】

- 本市域には、南海本線、南海高師浜線、JR 阪和線、羽衣線が通っており、市内に 6 つの駅が設置されています。1 日の平均乗客数は合計で約 2.5 万人ですが、平成 24 年までの 10 年間に約 2,700 人、約 10% 減少しています。
- 市内の駅で最も平均乗客数が多いのは羽衣駅で、平成 24 年に約 9,600 人となっており、市内全体の 4 割近くを占めています。いずれの駅でも 10 年間に平均乗客数が減少していますが、富木駅のみ平成 22 年以降は微増傾向にあります。
- 現在、羽衣駅～高石駅、羽衣駅～伽羅橋駅の間で南海本線・高師浜線連続立体交差事業が進められており、南海本線の下り線は平成 28 年に高架化し、残る上り線及び高師浜線の高架化に向け事業を進めております。

市内各駅別乗車人員 (1 日平均)

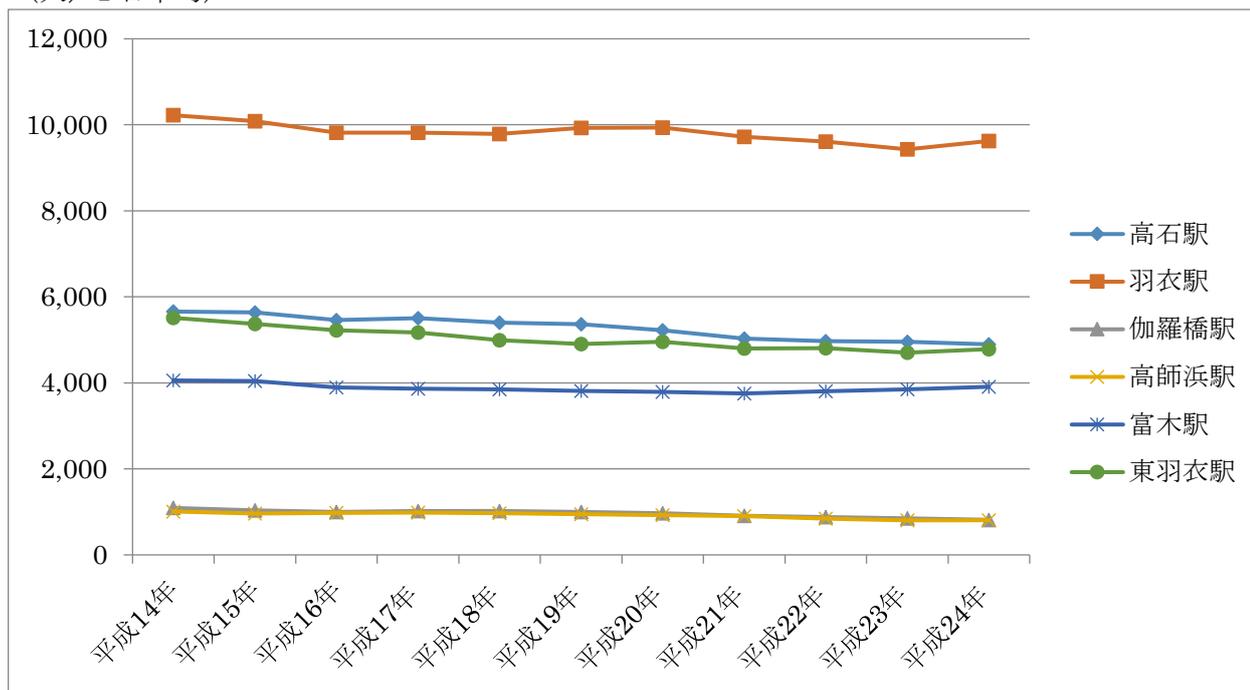
	高石駅	羽衣駅	伽羅橋駅	高師浜駅	富木駅	東羽衣駅	合計 (変化率)
平成 14 年	5, 658	10, 223	1, 092	1, 008	4, 056	5, 511	27, 548 (1. 00)
平成 15 年	5, 638	10, 086	1, 033	959	4, 041	5, 368	27, 125 (0. 98)
平成 16 年	5, 458	9, 819	998	976	3, 893	5, 222	26, 366 (0. 96)
平成 17 年	5, 508	9, 816	1, 019	987	3, 862	5, 173	26, 365 (0. 96)
平成 18 年	5, 404	9, 791	1, 023	966	3, 851	4, 992	26, 027 (0. 94)
平成 19 年	5, 366	9, 926	996	947	3, 811	4, 906	25, 952 (0. 94)
平成 20 年	5, 222	9, 937	971	926	3, 791	4, 958	25, 805 (0. 94)
平成 21 年	5, 031	9, 723	906	904	3, 753	4, 797	25, 114 (0. 91)
平成 22 年	4, 972	9, 611	881	845	3, 801	4, 805	24, 915 (0. 90)
平成 23 年	4, 952	9, 429	848	802	3, 846	4, 702	24, 579 (0. 89)
平成 24 年	4, 895	9, 627	816	807	3, 912	4, 786	24, 843 (0. 90)

※南海電気鉄道(株)の 1 日平均算出方法は、定期人員÷360+定期外人員÷365 (366) による。

※JR 西日本の数値については、乗車人員 1 日平均を基に換算したもの。

資料：南海電気鉄道(株)経理部審査課、JR 西日本大阪支社営業課

(人/1日平均)



市内各駅別乗車人員（1日平均）

【駅前広場】

- 駅前広場は、本市の玄関口に当たる主要3駅（南海高石駅、羽衣駅、JR富木駅）において都市計画決定されています。

【駐車場、駐輪場等】

- 本市においては、南海高石駅前に自動車駐車場が整備されています。
- コンパクトな市域に6つの駅がある本市においては、市民の身近な交通手段として自転車が重要な役割を果たしており、各駅周辺に公営の有料自転車駐車場や無料自転車駐車場が整備されています。

自動車駐車場（公営）

	収容台数（台）	箇所数
高石市立高石駅前 自動車駐車場	215	1

（平成 27 年度末現在）

有料自転車駐車場（公営）

		収容台数 （台）	箇所数 （箇所）
南海本線	高石駅周辺	1,859	6
	羽衣駅周辺	1,190	4
J R 阪和線	富木駅周辺	1,079	2
J R 羽衣線	東羽衣駅周辺	532	3
合 計		4,660	15

（平成 27 年度末現在）

無料自転車駐車場（公営）

		収容台数 （台）	箇所数 （箇所）
南海高師浜線	伽羅橋駅周辺	68	1
	高師浜駅周辺	106	1
合 計		174	2

（平成 27 年度末現在）

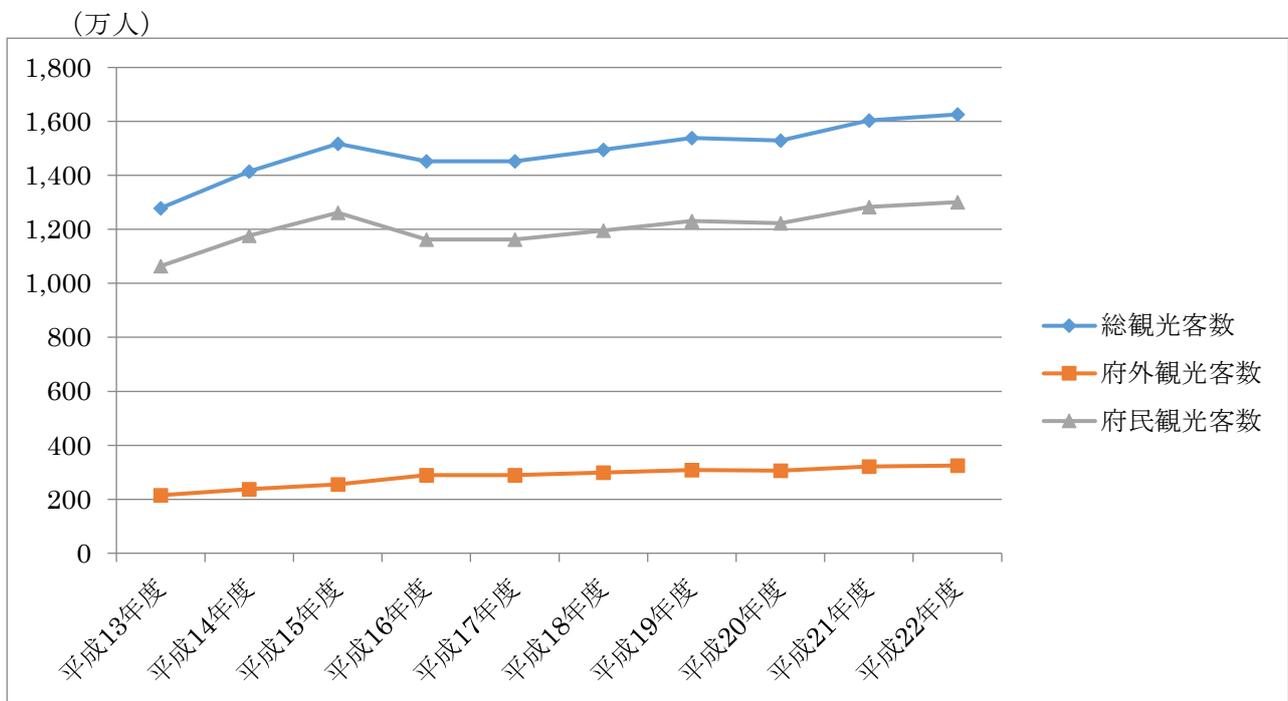
④観光・レクリエーション

- 本市における観光・レクリエーション施設として主なものは、堺市とまたがる府営浜寺公園（75.1ha）があります。
- 本市を含む泉州地域の観光客数は約 1,600 万人（平成 22 年）で、増加傾向にあります。

泉州地域の観光客数（単位：万人）

	総観光客数	府外観光客数	府民観光客数
平成 13 年度	1,279	215	1,064
平成 14 年度	1,415	238	1,177
平成 15 年度	1,517	255	1,262
平成 16 年度	1,453	290	1,163
平成 17 年度	1,453	290	1,163
平成 18 年度	1,495	299	1,196
平成 19 年度	1,539	308	1,231
平成 20 年度	1,529	306	1,223
平成 21 年度	1,604	321	1,283
平成 22 年度	1,626	325	1,301

資料：大阪府観光統計調査（平成 22 年度）



⑤法規制

- 本市では、市域全体約 1,130ha を「都市計画区域」として指定しています。都市計画区域のうち、すでに市街地となっている区域や計画的に市街地にしていく区域として約 1,112ha を「市街化区域」に、原則的に市街化を抑制すべき区域として約 18ha を「市街化調整区域」に区分し、土地利用及び建物の建築等を規制誘導しています。

イ) 市街化区域

- 本市の都市計画では、市域のうち市街化すべき区域（市街化区域）を住居系、商業系、工業系に区分し、「用途地域」として、8つの種類を定めて、それぞれの用途地域ごとに建てられる建物の用途を制限しています。
- また、地域の課題に応じたより詳細な土地利用の誘導を図るために、住環境の保全、土地の高度利用、防災性の向上等を目的として用途地域の指定を補完する地区等を定めています。

【用途地域】

- 住宅地においては、住環境を保全・育成する視点から住居専用系地域（第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域）を、ある程度用途が混在しながら住環境を保全・育成する視点から、住居系地域（第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域）を指定しています。
- 商業地においては、商業・業務施設の集積度や将来の地域の整備方向及び都市施設の整備状況、周辺住宅地への影響等を勘案して、近隣商業地域を指定しています。
- 工業地においては、工場等の操業環境を守るとともに、周辺の住宅地への影響等を勘案して、工業専用地域及び準工業地域を指定しています。
- 浜寺公園については、都市公園として都市計画決定しており今後も土地利用転換の可能性がないことから、用途地域は無指定となっています。

【その他の地域地区等】

- 都市機能の集積や良好な環境の保全・育成、都市の不燃化等、都市及び地域の課題に応じて、適切な土地利用の規制誘導を図り用途地域を補完するために、以下の地域地区を指定しています。

- ・高度地区

住居専用系地域では、適正な人口密度及び良好な居住環境を保全する観点から、第1種高度地区及び第2種高度地区を指定しています。

- ・高度利用地区

土地の高度利用が必要な地区において、市街地再開発事業等と併せて高度利用地区を指定しています。

- 防火地域及び準防火地域

近隣商業地域では、都市の不燃化を促進する観点から、防火地域及び準防火地域を指定しています。

- 生産緑地地区

市街化区域に点在する農地のうち、優れた環境機能等を有する農地を計画的に保全する地区については、生産緑地地区を指定しています。

- 臨港地区

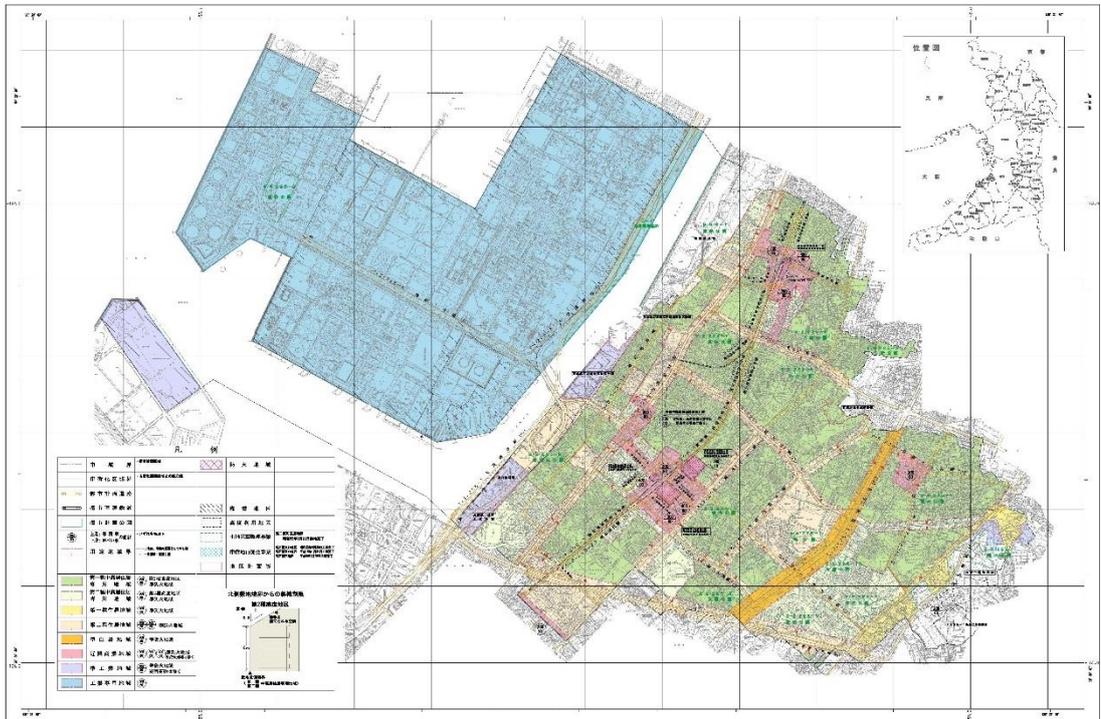
臨海部と浜寺運河沿いにおいては、港湾施設等を管理運営するために、臨港地区を指定しています。

- 地区計画

良好なまちなみの保全を図る必要がある地区、無秩序な開発を防止し、必要な都市機能の整備を図る必要がある地区、地域の活性化のため特定の都市機能の誘導を図る地区、集積している機能相互間の調和を図るべき地区等において指定する「地区計画」については、現在、本市では「高師浜丁地区」、「高師浜丁北部地区」、「東羽衣地区」、「堺阪南線沿道地区」、「羽衣及び高師浜西部地区」を指定しています。

ロ) 市街化調整区域

- 市域の東部において農地や空閑地等が広がっている地域約 18ha を市街化調整区域に指定しています。



南部大阪都市計画（高石市）地域地区図

（平成 27 年 3 月）

◎歴史・文化

イ) 歴史

- 「音に聞く高師浜」等と古来より数多くの和歌に残る高石の地は、白砂青松の海岸線の美しさを誇り、弥生時代中期頃より小さな集落があったとされています。市内の東には、古代から中世に熊野三山の参詣に利用された熊野街道が、西には江戸時代に整備された紀州街道が通り、これらの交通路を中心に集落が発展していきました。集落は江戸時代を通じて幕府の直轄領として栄え、綿・菜種の生産が盛んに行われていました。また、現在の高師浜 1 丁目一帯は、市民の大半が大工を職業としていたことから、大工村と呼ばれていました。
- 明治 22 年（1889 年）の町村制の施行で、南村・北村・今在家村・新村の 4 ヶ村は合併して「高石村」に、富木村・土生村・新家村・大園村・綾井村の 5 ヶ村は合併して「取石村」になりました。高石村は、大正 4 年（1915 年）に「高石町」となり、昭和に入って高級住宅地として芦屋に並び称される郊外住宅地として発展しました。
- 昭和 28 年（1953 年）に高石町と取石村が合併し、同 41 年（1966 年）に市制を施行しました。臨海部の埋立ては昭和 30 年代後半から始まり、昭和 52 年（1977 年）に泉北臨海埋立造成地を編入して、現在の市域が形成されました。
- 産業については、古くは天然資源と直接結びついた漁業や繊維、貝細工等の地場産業が多くありましたが、泉北臨海工業地帯の造成による石油化学工業の進出で、地域の産業構造は大きく変化しました。かつて全国に名をはせた美しい海浜が失われ、大気汚染をはじめとする公害問題が発生しましたが、その後の官民あげての取り組みにより改善され、その工場景観についても、近年では魅力ある資源として、見直されつつあります。
- 都市基盤の形成については、戦前は田園地帯で海岸部には砂浜が広がっていましたが、臨海部の埋立てにより工場地帯が形成され、内陸部の市街化が進展してきました。その後、平成 6 年（1994 年）の関西国際空港の開港を契機に、阪神高速道路大阪湾岸線等の交通網が一層充実し、現在の都市基盤が形成されました。
- 本市は、このような歴史・沿革により、コンパクトな市域ながら内陸部と臨海部に大別される、他に例のない都市として発展してきました。

□) 指定文化財

- 本市内には、文化財保護法及び大阪府文化財保護条例の規程により指定された文化財があり、保存や活用に努めています。

高石市内の指定文化財

短刀〔無銘 正宗（名物 伏見正宗）、附：腰刀拵〕

指定	分野	種別1	種別2	番号	員数	所有者	文化財所在地(管理者)	指定年月日	備考
国	重文	美術工芸品	工芸品	1677	1	個人	千代田	S. 28. 11. 14	

赤木宗成家住宅〔和館、洋館〕

指定	分野	種別1	種別2	番号	員数	所有者	文化財所在地(管理者)	指定年月日	備考
国	登録	建造物	建造物	27-97・ 98	2	個人	高師浜	H. 12. 4. 28	大正後期

井上良尚家住宅〔主屋、長屋門、蔵、油屋、茶屋〕

指定	分野	種別1	種別2	番号	員数	所有者	文化財所在地(管理者)	指定年月日	備考
国	登録	建造物	建造物	27-100～104	5	個人	綾園	H. 12. 9. 26	江戸後期

伽羅橋

指定	分野	種別1	種別2	番号	員数	所有者	文化財所在地(管理者)	指定年月日	備考
国	登録	建造物	建造物	27-465	1		高砂3丁目	H. 20. 4. 18	江戸末期

専稱寺〔木造阿弥陀如来坐像及び両脇侍像〕

指定	分野	種別1	種別2	番号	員数	所有者	文化財所在地 (管理者)	指定年月日	備考
府	府有形	美術工芸品	彫刻		3	(宗) 専稱 寺	綾園2丁目	H. 26. 4. 30	鎌倉初期

2-2 上位・関連計画

(1) みどりの大阪推進計画（平成21年12月 大阪府）

①みどりの風を感じる大阪 将来像

大阪が目指すみどりの将来像を「みどりの風を感じる大都市・大阪」として示すとともに、府民をはじめ、市町村、NPOなどと連携し取り組みます。

みどりの風を感じる大都市・大阪とは一

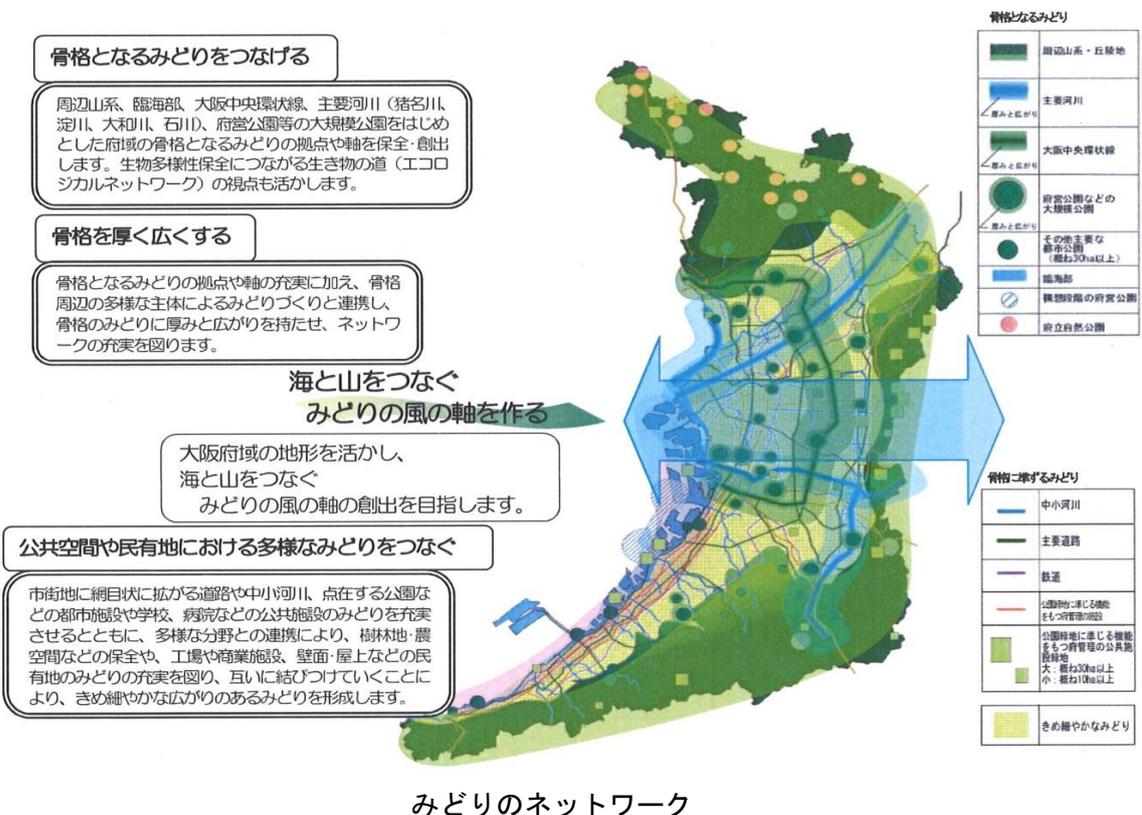
美しく季節感のあるみどりの中で、
人と人、人と自然のつながりが生まれ、
さわやかな風を感じる快適なまち

②緑地の確保目標

- 計画期間：21世紀の第1四半期（2025年（平成37））まで
- 緑地の確保目標：「緑地」の府域面積に対する割合を約4割以上確保します。
- 緑化の目標（市街化区域）：緑被率20%（現況（平成14年：14%）の1.5倍）を目標とします。

③「みどりのネットワーク」の形成

- 周辺山系やバイエリアの豊かな自然が街を包み、それらの自然が河川や道路を軸として街へと導かれ、そして街の中でも都市公園をはじめとするみどりの拠点が緑道や街路樹等でつながれた「みどりのネットワーク」を形成します。



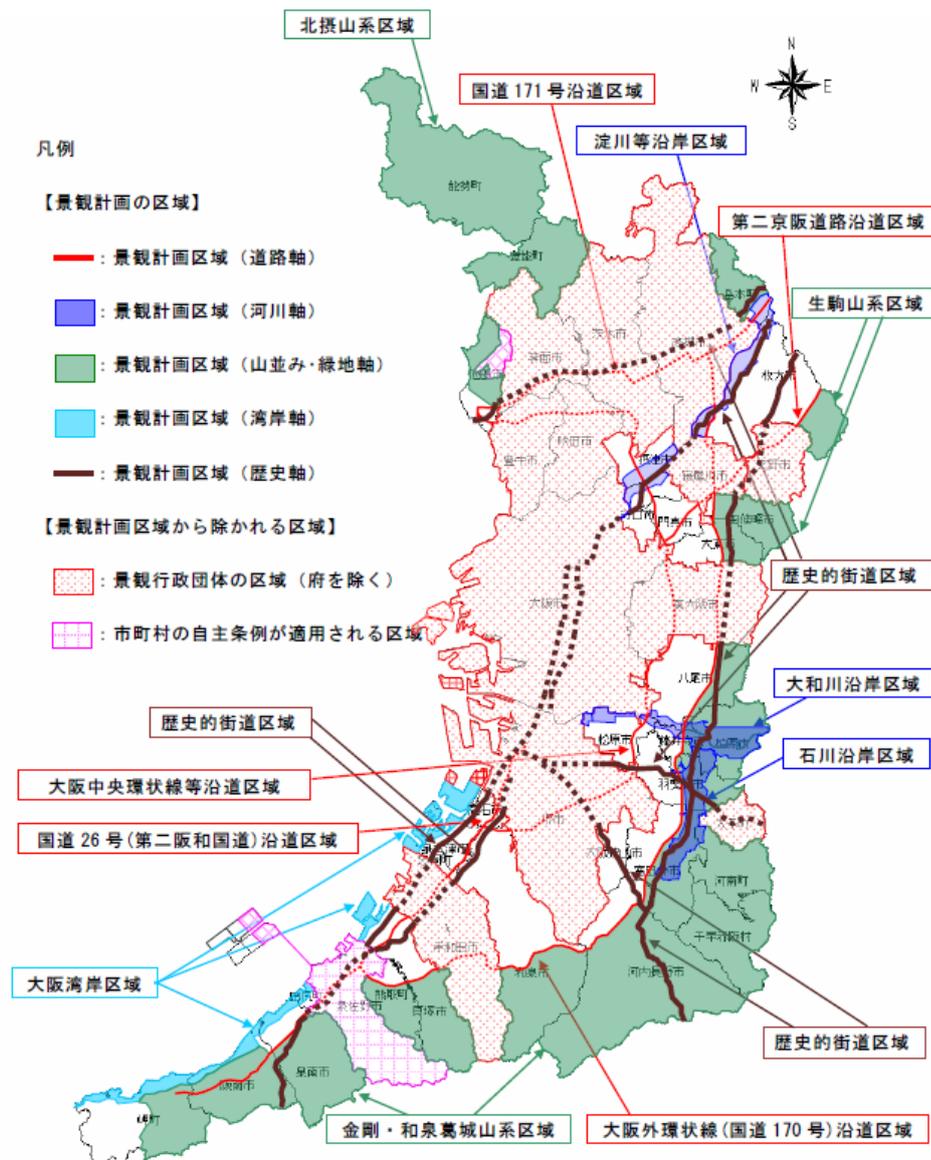
みどりのネットワーク

④「みどりの風の軸」の形成～みどりの風促進区域の指定～

- 「みどりのネットワーク」において、効果的にクールスポットを形成するため、海と山が近接し、海陸風が吹いている大阪の地形特性とみどりが持つクーリング効果を活かして、河川や道路等の空間、その周辺をみどりでつなぐことによる「みどりの風の軸」の形成を目指します。

(2) 大阪府景観計画（平成 24 年 4 月 大阪府）

- 以下のような景観計画区域を定め、区域ごとに景観づくりの目標を定めています。
- 景観づくりの目標では緑化についての方針を定め、緑化の推進を図ることとしています。



景観計画区域の概要

(3) 高石市都市計画マスタープラン（平成24年3月 高石市）

「みどり」の基本計画に関わる事項は以下の通りです。（都市施設の基本方針「公園・緑地」）

①公園

- （都）浜寺公園や（都）鴨公園等の広域で大規模な公園の利活用をはじめ、内陸部で不足している生活圈レベルの公園の充実を図り、魅力ある公園緑地の整備を推進します。また、公園は、防災機能の強化や高齢者が憩い、世代間で交流が図れる場として、地域に親しまれる施設となるように努めます。なお、都市計画公園については、周辺の公園や農地、緑地、緊急避難場所等の分布状況等を精査し、整備の必要性等について検討します。

イ) 広域公園

- 浜寺公園は、南大阪を代表する歴史的な広域を対象とする公園であり、今後とも広域から集客できる魅力ある緑*の公園としての整備、活用を要望します。

ロ) 地区公園

- 臨海部の高砂公園と市役所周辺の（都）鴨公園が整備されています。（都）高砂公園については、津波浸水予想区域内に位置し、津波の際に市民等利用者が内陸まで避難することが困難であることから、（都）蓮池公園等への機能移設により廃止を進めます。
- また、（都）鴨公園については、今後とも市民の憩いの場としての整備を図るとともに、防災避難所機能等を備えた体育館の建設等、広域避難地としての防災機能の充実を図ります。

ハ) 近隣公園

- 内陸部の市街地内で、まとまりのある規模の公園が不足していることから、（都）蓮池公園の整備を推進します。また、（都）蓮池公園は津波浸水予想区域外に位置することから、広域避難地である（都）鴨公園を補完する防災機能を備えた公園として整備・拡充を進めます。
- 市街地整備の推進等により新たに確保される公園等は、防災施設等の充実と併せて、四季の変化が感じられ個性ある街区形成の拠点となるように留意して整備を図ります。

二) 街区公園

- 市街地内の小規模な街区公園は、周辺市街地の成熟等も考慮しつつ、個性ある街区形成の拠点となるよう、市民参加による整備等も併せて検討します。

②水と緑のアメニティネットワーク

イ) 浜寺水路兩岸を結ぶ緑地・緑道

- 浜寺水路の兩岸には浜寺公園と泉北臨海緑地が整備され、高石大橋と浜寺大橋（堺市域）により結ばれていますが、約3kmの距離があるため十分利用されていません。今後、利用促進に向け、緑道等の整備を検討します。

ロ) 道路・河川

- 地域幹線、補助幹線道路等の整備推進と併せて、良好な住宅都市としてのイメージを高める上で欠くことのできない公園等をネットワークする道路の街路樹等の整備を検討します。
- 市民参加で基本計画づくりを進めている「芦田川ふるさとの川整備事業」については、（都）南海中央線や（都）新村北線の街路整備事業と連携を図り、水と緑にあふれた潤いのあるシンボルロード、市民が集うことのできるセントラルパーク等の整備を進めます。

③市街地の緑化等

イ) 公共施設等の緑化

- 各種公共施設において積極的に緑化を進め、既存施設等で敷地の利用状況から緑化面積が確保できない施設については、屋上緑化や、壁面の緑化等の多様な手法を導入して緑化を促進します。
- 緑化の促進にあたっては、道路沿いに四季の花木等を重点的に植栽する等、良好な景観形成に配慮した整備を進めます。

ロ) 民有地の緑化

- 市民参加による園芸教室や生け垣の苗木配付等により、市民の緑への意識向上を図るとともに、市民による市域全体の緑のネットワークづくりを促進します。

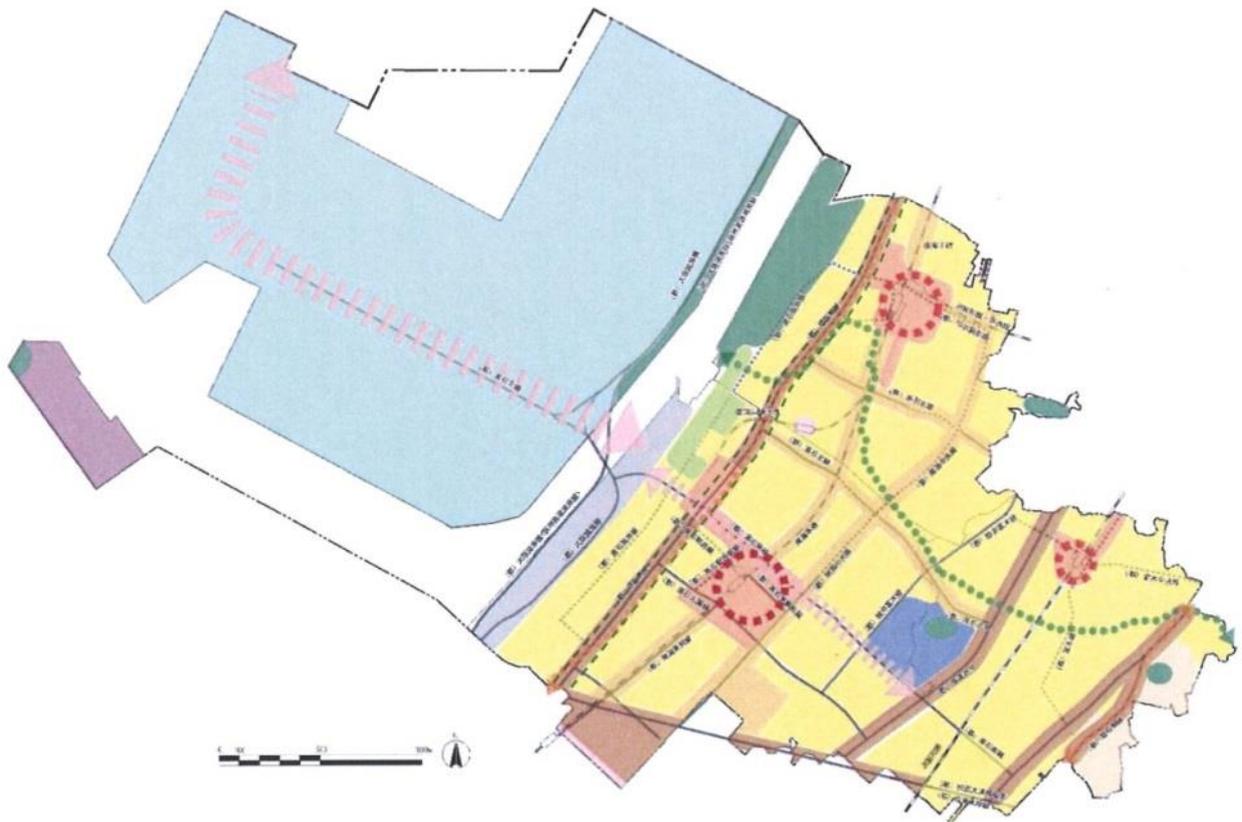
ハ) 工場の緑化等

- 臨海部の工場については、大阪府景観条例に基づき、大阪湾岸景観形成区域に指定されており、景観誘導を進めています。
- 高砂地区内については、内陸部と臨海部を結ぶ個性ある道路となるように（都）高砂1号線及び沿道の工場等において、景観に配慮した緑化を促進します。

二) 市街化区域内の農地

- 市街化区域内に存在する農地については、緑地・防災としての機能に着目し、生産緑地地区の指定も含め、保全に努めます。

*注：当計画書では、みどりを「緑」と表記しており、ここでは当計画書に従い記載しています。

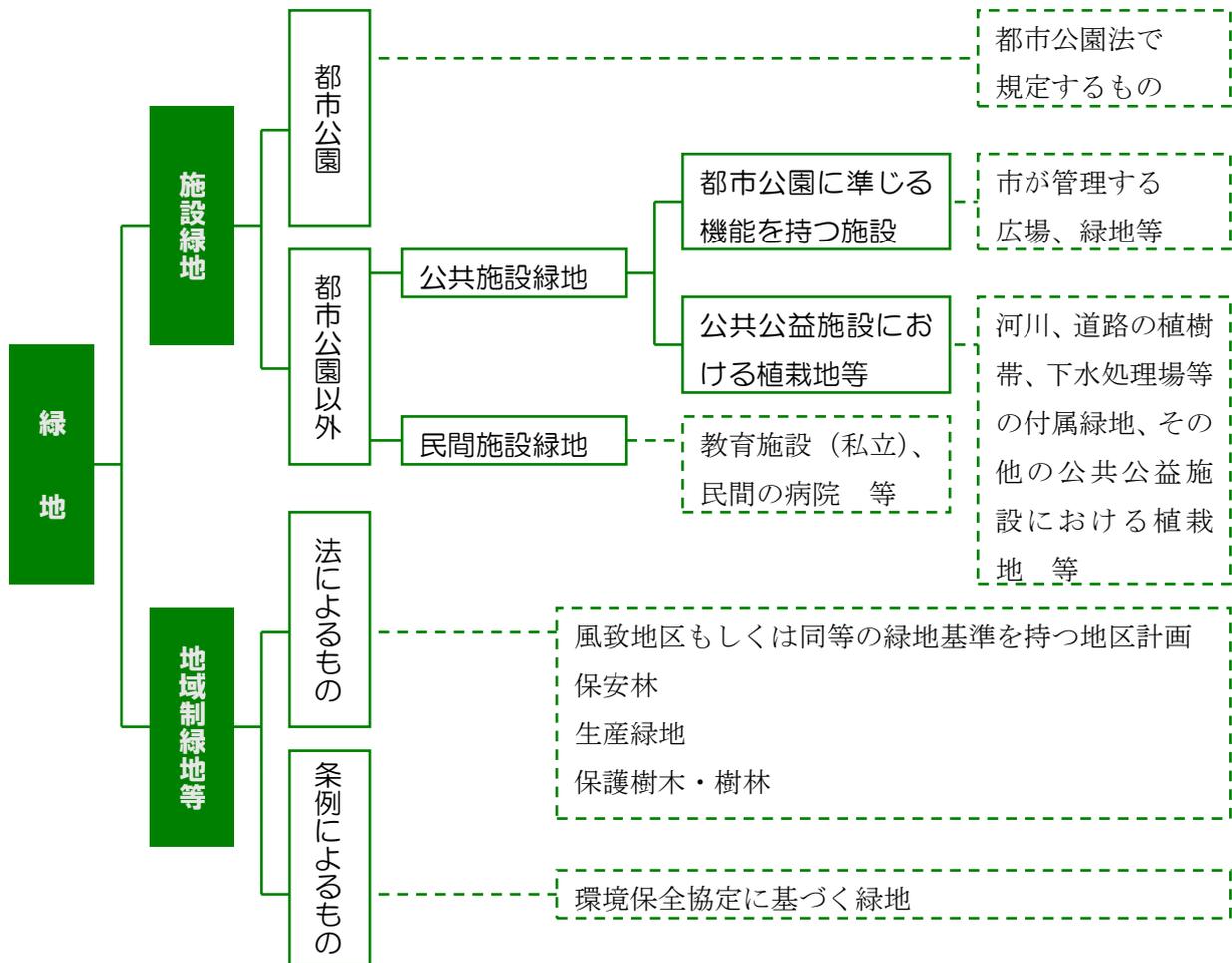


- | | | | | | |
|---|-----------|---|--------------|--|-----------------|
|  | 駅前商業複合ゾーン |  | 内陸臨海連携ゾーン |  | 都市核 |
|  | 駅前生活核ゾーン |  | シビックゾーン |  | 都市シンボルロード |
|  | 沿道サービスゾーン |  | 工業ゾーン |  | 水と緑のアメニティネットワーク |
|  | 複合住宅ゾーン |  | 物流ゾーン |  | 歴史・文化ネットワーク |
|  | 一般住宅ゾーン |  | 緑との共生ゾーン |  | みどりの風の軸 |
|  | 低層住宅ゾーン |  | 水と緑のアメニティゾーン | | |

土地利用の基本方針図

2-3 「みどり」の現状

- 「みどり」の現状把握にあたっては、「みどり」の中で、担保性がある（将来にわたって「みどり」が残される可能性が高い）と判断できる空間である「緑地」と、植栽の被覆状況を示す「緑被」の二つの観点で整理します。
- 「緑地」については、下図のように分類して整理します。



緑地の分類

(1) 緑地

- 平成 27 年度の緑地総計を平成 13 年度と比較すると、169.18ha から 198.99ha に、29.81ha・17.6%増加しています。(都市計画区域、つまり市の全域で比較、以下同じ)
- 一人当たりの緑地面積は、26.90 m²から 34.59 m²に、28.6%増加しています。

- この中で都市公園は、47.57ha から 48.46ha に、0.89ha・1.9%増加しています。具体的には、街区公園が 15 箇所・0.72ha、緩衝緑地が 1 箇所・8.1ha 増えましたが、都市緑地については 4 箇所増えたものの 7.93ha 減少しました。
- 一人当たりの都市公園面積は、7.56 m²から 8.42 m²に、11.4%増加しています。この値は、大阪府内では比較的高い値ですが、全国における同規模の都市と比べると低い値となっています。(大阪府：5.5 m²/人、10 万人未満都市：14.38 m²/人 とともに平成 26 年 3 月 31 日現在)。

- 都市公園以外については、36.57ha から 41.77ha に、5.20ha・14.2%増加しています。具体的には、都市公園に準じる施設が合計で 9 箇所・0.95ha、道路の緑地が 2.53ha、公共公益施設の緑地が 1.72ha それぞれ増えました。

- 地域制緑地については、105.82ha から 111.23ha に、5.41ha・5.1%増加しています。具体的には、風致地区もしくは同等の緑地基準を持つ地区計画による緑地が 1 箇所・5.00ha、環境保全協定に基づく緑地が 3.86ha 増えました。しかし一方で、生産緑地は面積が 3.15ha 減少、保護樹木は 3 箇所減少、保護樹林は 2 箇所・0.05ha 減少しています。

緑地現況量

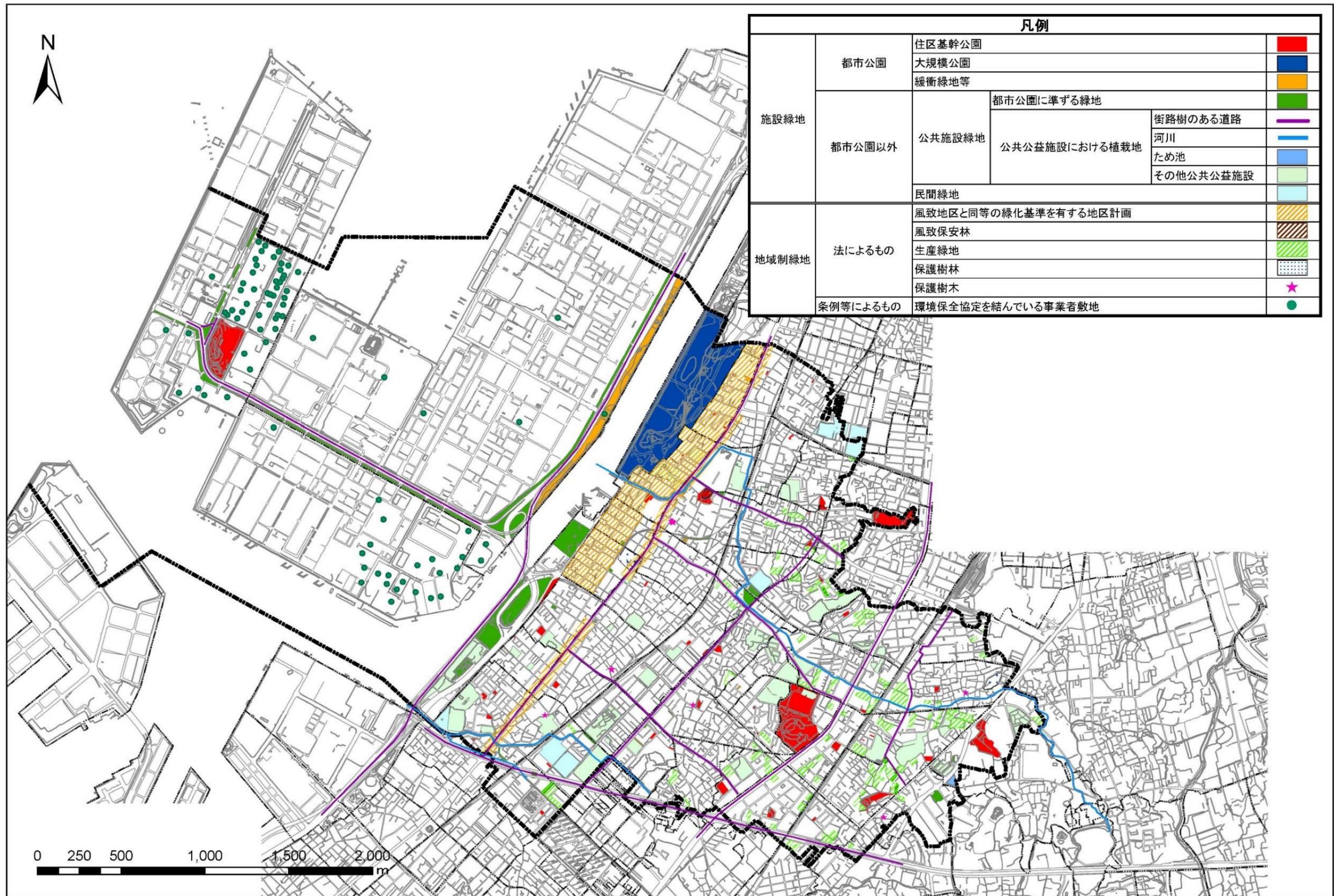
				平成13年								平成27年								
				市街化区域				都市計画区域				市街化区域				都市計画区域				
				整備量		割合(%)	㎡/人	整備量		割合(%)	㎡/人	整備量		割合(%)	㎡/人	整備量		割合(%)	㎡/人	
				箇所数	面積(ha)			箇所数	面積(ha)			箇所数	面積(ha)			箇所数	面積(ha)			
施設緑地	都市公園	住区基幹公園	街区公園	35	3.62	0.33	0.58	35	3.62	0.32	0.58	50	4.34	0.39	0.75	50	4.34	0.38	0.75	
			近隣公園	1	2.10	0.19	0.34	1	2.10	0.19	0.33	1	2.10	0.19	0.37	1	2.10	0.19	0.37	
			地区公園	2	7.30	0.66	1.18	2	7.30	0.64	1.16	2	7.30	0.65	1.27	2	7.30	0.64	1.27	
		都市基幹公園	総合公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			運動公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		大規模公園	広域公園	1	26.30	2.37	4.25	1	26.30	2.32	4.18	1	26.30	2.36	4.57	1	26.30	2.32	4.57	
		緩衝緑地等	緩衝緑地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8.10	0.73	1.41	1	8.10	0.71
	都市緑地		5	8.25	0.74	1.33	5	8.25	0.73	1.31	9	0.32	0.03	0.06	9	0.32	0.03	0.06		
	小計			44	47.57	4.29	7.69	44	47.57	4.19	7.56	64	48.46	4.34	8.43	64	48.46	4.27	8.42	
	都市公園以外	都市公園に準じる施設	街区公園に準じる施設	12	1.45	0.13	0.23	12	1.45	0.13	0.23	5	0.21	0.02	0.04	5	0.21	0.02	0.04	
			近隣公園に準じる施設	4	7.84	0.71	1.27	4	7.84	0.69	1.25	11	9.36	0.84	1.63	11	9.36	0.82	1.63	
			緑道・緑地	6	8.76	0.79	1.42	6	8.76	0.77	1.39	8	9.68	0.87	1.68	8	9.68	0.85	1.68	
			その他	5	1.52	0.14	0.25	5	1.52	0.13	0.24	12	1.27	0.11	0.22	12	1.27	0.11	0.22	
		河川、ため池、道路	河川、ため池	-	5.04	0.45	0.81	-	5.29	0.47	0.84	-	5.04	0.45	0.88	-	5.29	0.47	0.92	
道路			-	5.53	0.50	0.89	-	5.53	0.49	0.88	-	8.06	0.72	1.40	-	8.06	0.71	1.40		
公共公益施設		-	5.49	0.50	0.89	-	5.49	0.48	0.87	-	7.21	0.65	1.25	-	7.21	0.64	1.25			
民間施設緑地		-	0.69	0.06	0.11	-	0.69	0.06	0.11	-	0.69	0.06	0.12	-	0.69	0.06	0.12			
小計			27	36.32	3.28	5.87	27	36.57	3.22	5.82	36	41.52	3.72	7.22	36	41.77	3.68	7.26		
施設緑地間の重複				-	9.04	-	-	-	9.04	-	-	-	0	-	-	-	0	-		
施設緑地合計				71	74.9	6.75	12.10	71	75.1	6.62	11.94	100	89.98	8.06	15.65	100	90.23	7.95	15.68	
地域制緑地	法によるもの	風致地区もしくは同等の緑地基準を持つ地区計画	1	42.00	3.79	-	1	42.00	3.70	-	2	47.00	4.21	-	2	47.00	4.14	-		
		風致保安林	1	0.40	0.04	-	1	0.40	0.04	-	-	0.40	0.04	-	-	0.40	0.04	-		
		生産緑地	84	16.22	1.46	-	84	16.22	1.43	-	74	13.07	1.17	-	74	13.07	1.15	-		
		保護樹木	10	-	-	-	10	-	-	-	13	-	-	-	13	-	-	-		
		保護樹林	5	1.90	0.17	-	5	1.90	0.17	-	3	1.85	0.17	-	3	1.85	0.16	-		
	条例等によるもの	環境保全協定に基づく緑地	-	45.70	4.12	-	-	45.70	4.03	-	-	49.56	4.44	-	-	49.56	4.37	-		
	地域性緑地小計			-	106.22	9.58	17.16	-	106.22	9.36	16.89	-	111.88	10.03	19.46	-	111.88	9.86	19.45	
地域性緑地間の重複				-	0.40	-	-	-	0.40	-	-	-	0.65	-	-	-	0.65	-		
地域性緑地合計				-	105.82	9.54	17.10	172	105.82	9.32	16.83	-	111.23	9.97	19.35	192	111.23	9.80	19.33	
施設・地域制緑地間の重複				-	11.74	-	-	-	11.74	-	-	-	2.47	-	-	-	2.47	-		
緑地総計					168.93	15.23	27.30		169.18	14.91	26.90		198.74	17.81	34.57		198.99	17.53	34.59	

<H13>

- * 市街化区域人口(平成13年1月1日 住民基本台帳): 61,885人
- * 都市計画区域人口(平成13年1月1日 住民基本台帳): 62,885人
- * 市街化区域面積(平成13年2月): 1,109ha
- * 都市計画区域面積(平成13年2月): 1,135ha
- * 地域制緑地は平成13年1月1日現在
- * 風致保安林は、鳳浜公園、保護樹林と重複

<H27>

- * 市街化区域人口(平成27年4月1日 住民基本台帳): 57,496人
- * 都市計画区域人口(平成27年4月1日 住民基本台帳): 57,533人
- * 市街化区域面積(平成24年3月): 1,116ha
- * 都市計画区域面積(平成24年3月): 1,135ha
- * 都市公園は、平成27年3月末現在の開園面積。
- * 都市公園に準じる施設とは、以下のものを指す(平成26年3月現在)。
 - 街区公園に準じる施設: 児童遊園(市管理)、
 - 近隣公園に準じる施設: ちびっ子広場(市管理)、運動場(市管理)、野球場(市管理)、スポーツセンター(市管理)
 - 緑道・緑地: 都市公園以外の市管理の緑道・緑地
 - その他: 都市公園以外の市管理の遊歩道、街角広場、ポケットパーク、コミュニティ農園、グリーンバンク
- なお、上記のうち、高師浜運動場、高師浜野球場、臨海緑道・緑地、グリーンバンクの面積については、図上計測。
- * 道路は、道路面積の約20%を緑地と想定して計算。道路面積は、市資料である「都市計画道路一覧表」から、幅員×延長で計算(平成27年3月末現在)。
- * 公共公益施設(市管理)は、「決算書 財産に関わる調書(平成26年度)」より抽出。
- * 民間施設は、清風南海学園、羽衣学園、南海福祉専門学校、浜寺病院を対象。
- * 風致地区もしくは同等の緑地基準を持つ地区計画は、堺阪南線沿道地区地区計画、羽衣及び高師浜西部地区地区計画を指す。
- * 風致保安林は、「高石市森林整備計画」(自:平成27年4月1日 至:平成37年3月31日)より引用。
- * 生産緑地は、平成27年3月末現在。
- * 保護樹木、保護樹林は、平成23年12月1日現在。
- * 環境保全協定に基づく緑地は、平成27年3月末現在。
- * 地域制緑地間の重複は、「堺阪南線沿道地区地区計画」と保護樹林(高石神社)との重複(高石神社面積の約1/3)、風致保安林(大鳥羽衣濱神社)と保護樹林(大鳥羽衣濱神社)をみている。
- * 施設・地域制緑地間の重複は、地区計画と施設緑地との重複、コミュニティ農園と生産緑地の重複をみている。



凡例				
施設緑地	都市公園	住区基幹公園		
		大規模公園		
		緩衝緑地等		
	都市公園以外	公共施設緑地	都市公園に準ずる緑地	
			公共公益施設における植栽地	
		民間緑地	街路樹のある道路	
			河川	
地域制緑地	法によるもの	ため池		
		その他公共公益施設		
		民間緑地		
		風致地区と同等の緑化基準を有する地区計画		
		風致保安林		
		生産緑地		
	条例等によるもの	保護樹林		
保護樹木				
		環境保全協定を結んでいる事業者敷地		

緑地位置図

(2) 緑被

- 本市の平成 26 年度の緑被率（都市計画区域）は、平成 11 年度に比べて 8%から 12.9%に増加しています。
- ただし、平成 11 年度に計測された緑被は、樹木のみをプラニメータを使った手計算で算出されています。一方、平成 26 年度の計測※は、衛星写真により、NDVI 値を使って、樹木や草地等の全ての植生を対象とした計測であるとともに、NDVI 値の抽出誤差により、一部、植生以外も抽出されている可能性があります。このように平成 11 年度と 26 年度では、対象とするみどりや計測方法に違いがあることから、一概に緑量が増加したとは言えません。

緑被現況量

	平成 11 年度（樹木のみ）	平成 26 年度
面積（ha）	86.1	145.6
緑被率（%）	8	12.9

※平成 26 年度の緑被率は、平成 26 年 9 月に撮影された衛星写真データを用いて、NDVI 値により計測しています。NDVI 値とは、代表的な植生指標の一つで、植物による光の反射の特徴を活かし、衛星データ等を使って簡易な計算式で植生の状況を把握することを目的に考案された指標で、植物の量や活力を表しています。



衛星写真：平成 26 年 9 月撮影

凡例
■ : 緑被

緑被分布図 (©Digital Globe.Inc.All Rights Reserved)

2-4 「みどり」に対する市民の意識

- これまで実施してきたみどりのまちづくりに対する評価や、今後のみどりのまちづくりの方向性について市民意識を調査するため、平成 27 年 12 月に「高石市 緑*のまちづくり住民アンケート調査」を行いました。実施にあたっては 18 歳以上の市民 1,300 人を無作為に抽出して郵送により調査票を送付し、539 票（約 41.5%）のご回答をいただきました。
- 調査結果の概要（抜粋）を以下に示します。

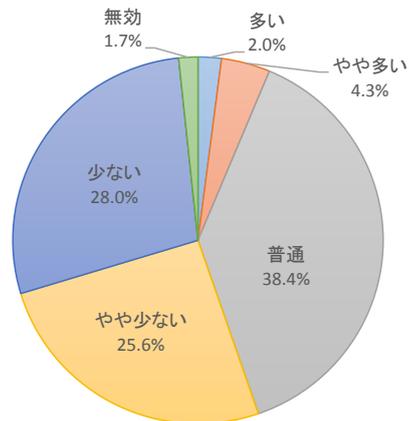
*注：当アンケート調査票では、みどりを「緑」と表記しており、ここでは当調査票に従い記載しています。

(1) 「緑の量」についての評価

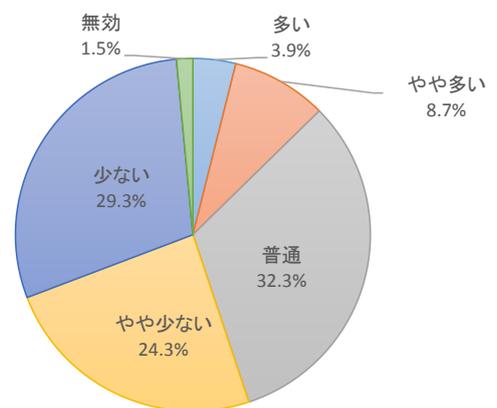
○「高石市全体」と「お住まいの地域」における評価の比較

- 緑の量については高石市全体・お住まいの地域ともに不足していると評価されていますが、お住まいの地域によっては緑の量が多いと評価されている所もあります。

高石市全体の緑の量について



お住まいの地域における緑の量について

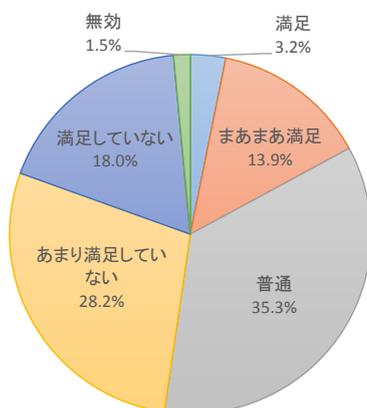


(2) 「緑の満足度」についての評価

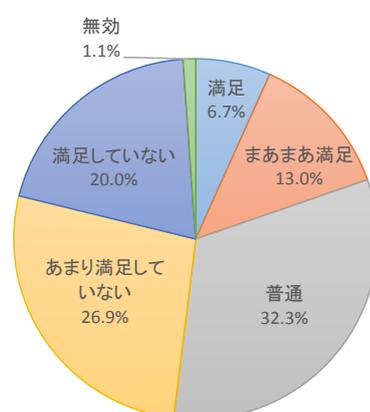
○「高石市全体」と「お住まいの地域」における評価の比較

- 緑の満足度については高石市全体・お住まいの地域ともに満足度が低いと評価されています。

高石市全体の緑の満足度



お住まいの地域における緑の満足度

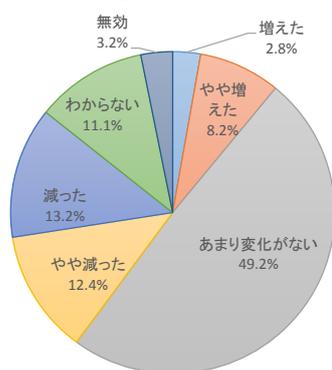


(3) 近年の「緑の増減」についての実感

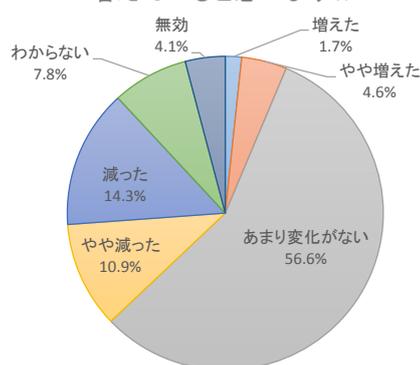
○「高石市全体」と「お住まいの地域」における回答の比較

- 緑の増減についての実感は、「あまり変化がない」と感じている人が最も多いです。減少感を持っている人が増加感を持っている人よりも多く、増加感を持っている人の割合は「高石市全体」の方が「お住まいの地域」より多くなっています。

ここ10年くらいで高石市の緑は増えていると思いますか



ここ10年くらいであなたが住まいの地域の緑は増えていると思いますか

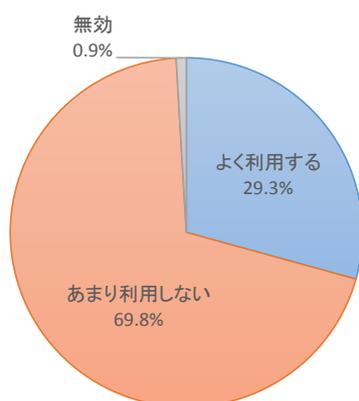


(4) 公園の利用について

- 高石市内の公園利用について、全体としては年代にかかわらず7：3の割合で「あまり利用しない」が「よく利用する」より多くなっていますが、「小学生以下の子どもがいる人」に限定すると「よく利用する」が過半数を占めています。

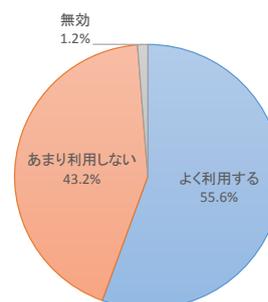
全体

高石市内の公園を利用しますか



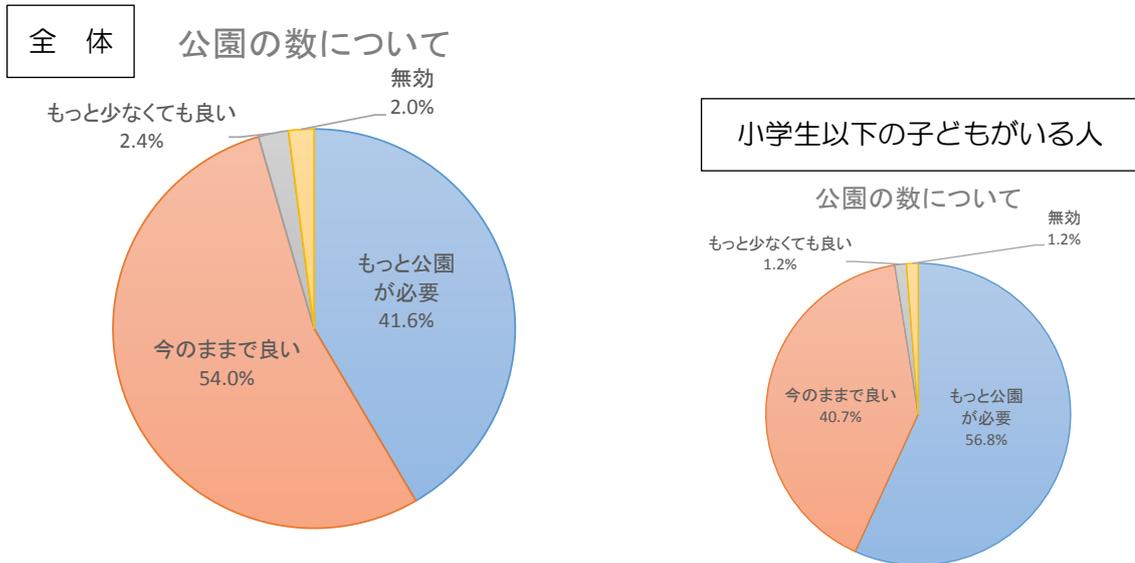
小学生以下の子どもがいる人

高石市内の公園を利用しますか



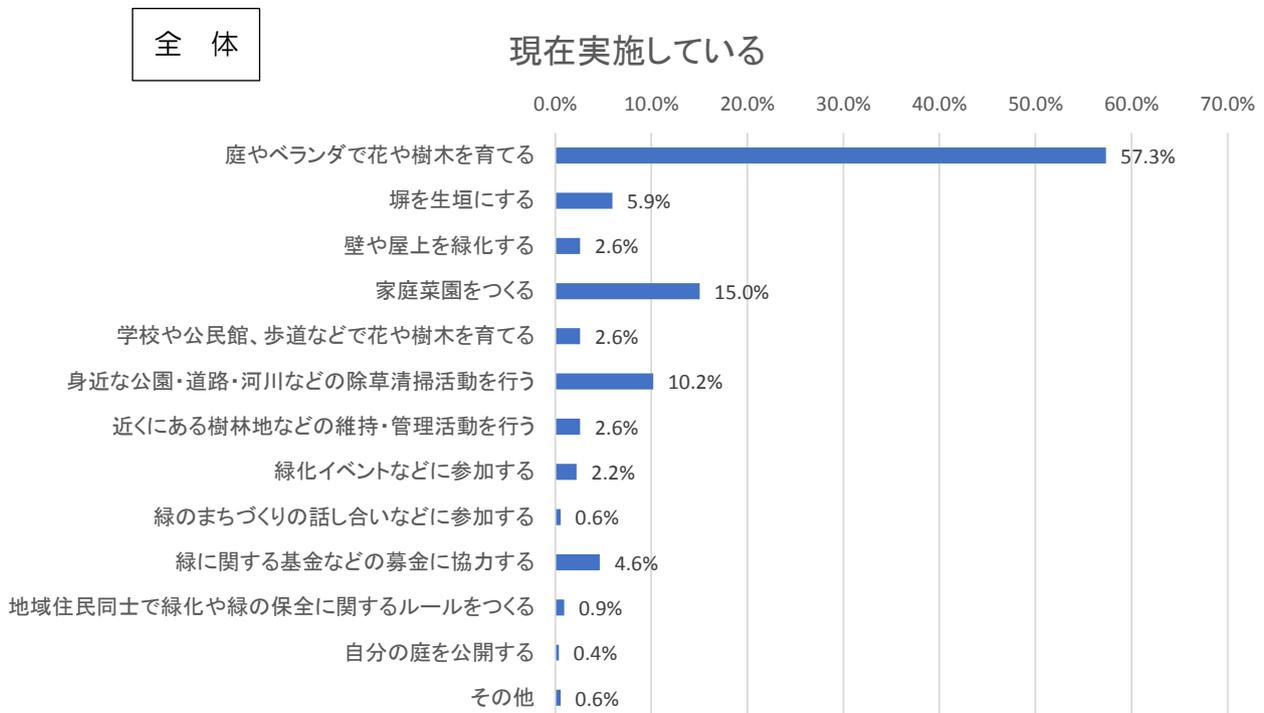
(5) 公園の数についての意向

- 公園の数について、年代にかかわらず「今のままで良い」が過半数を占めますが、「小学生以下の子どもがいる人」に限定すると「もっと公園が必要」という回答が多くなっています。

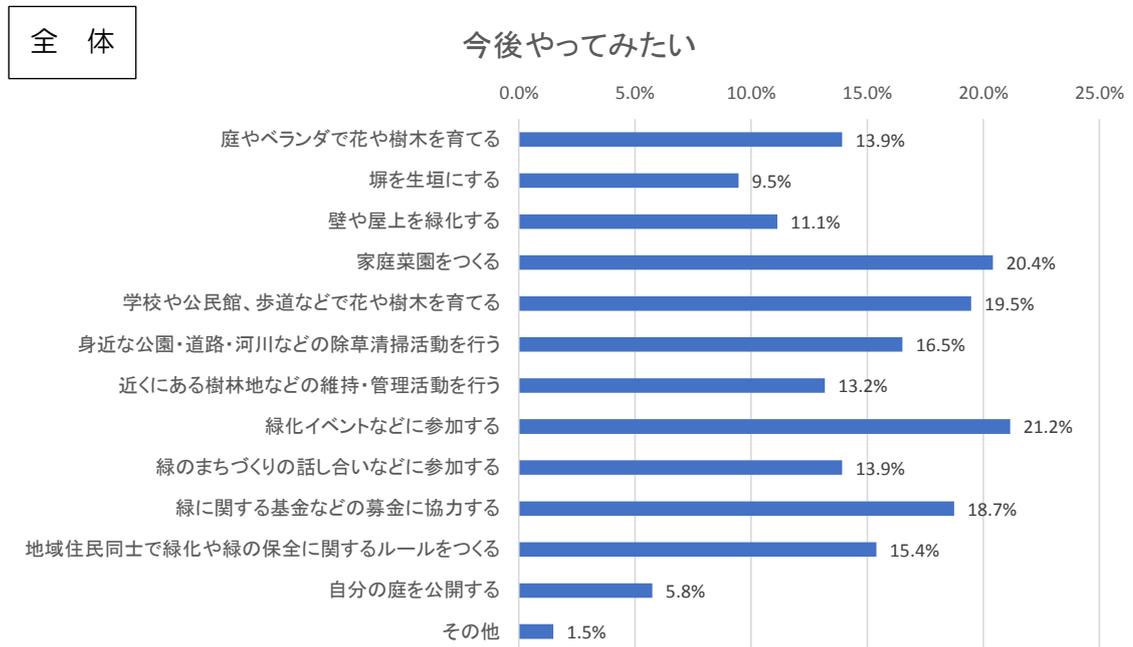


(6) 緑のまちづくりの実施意向について

- 緑のまちづくりで「現在実施している」のは、年代に関係なく「庭やベランダで花や樹木を育てる」が群を抜いて多く、次いで「家庭菜園をつくる」や「身近な公園・道路・河川等の除草清掃活動を行う」の順になっています。

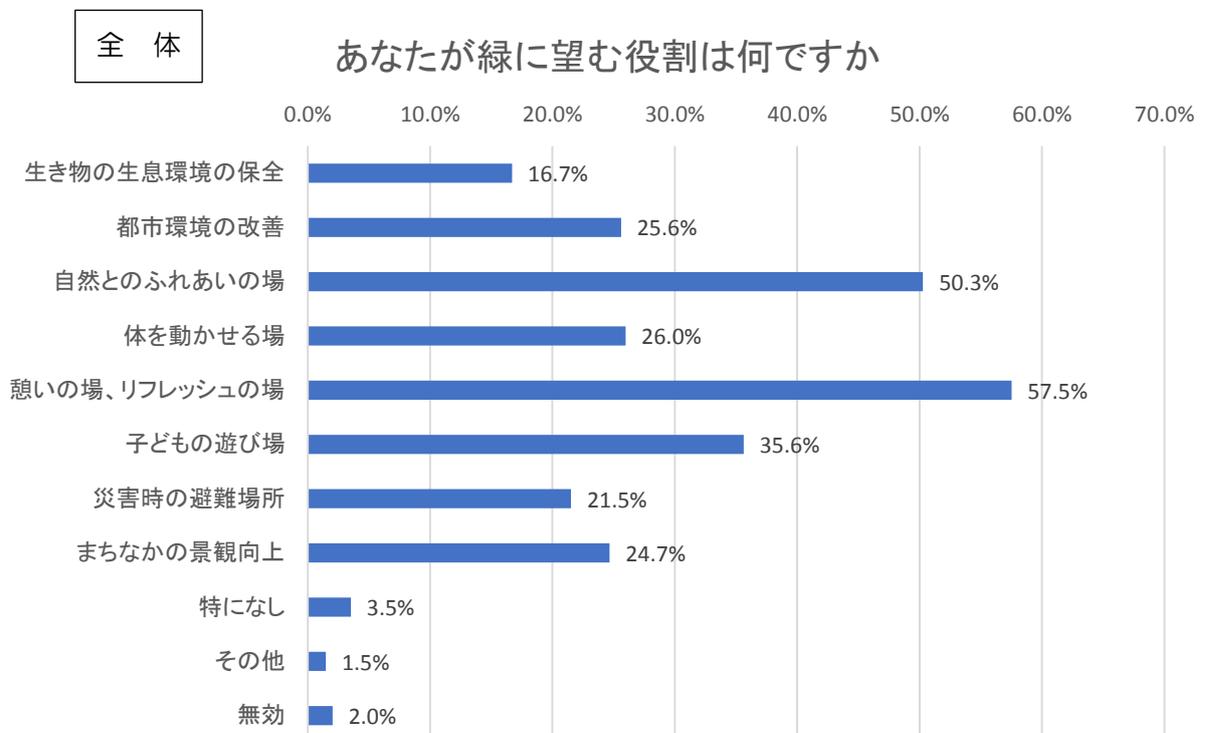


- 「今後やってみたい」のは、①「緑化イベントなどに参加する」、②「家庭菜園をつくる」、③「学校や公民館、歩道などで花や樹木を育てる」の順です。
- 「塀を生垣にする」や「自分の庭を公開する」は実施意向が低くなっています。



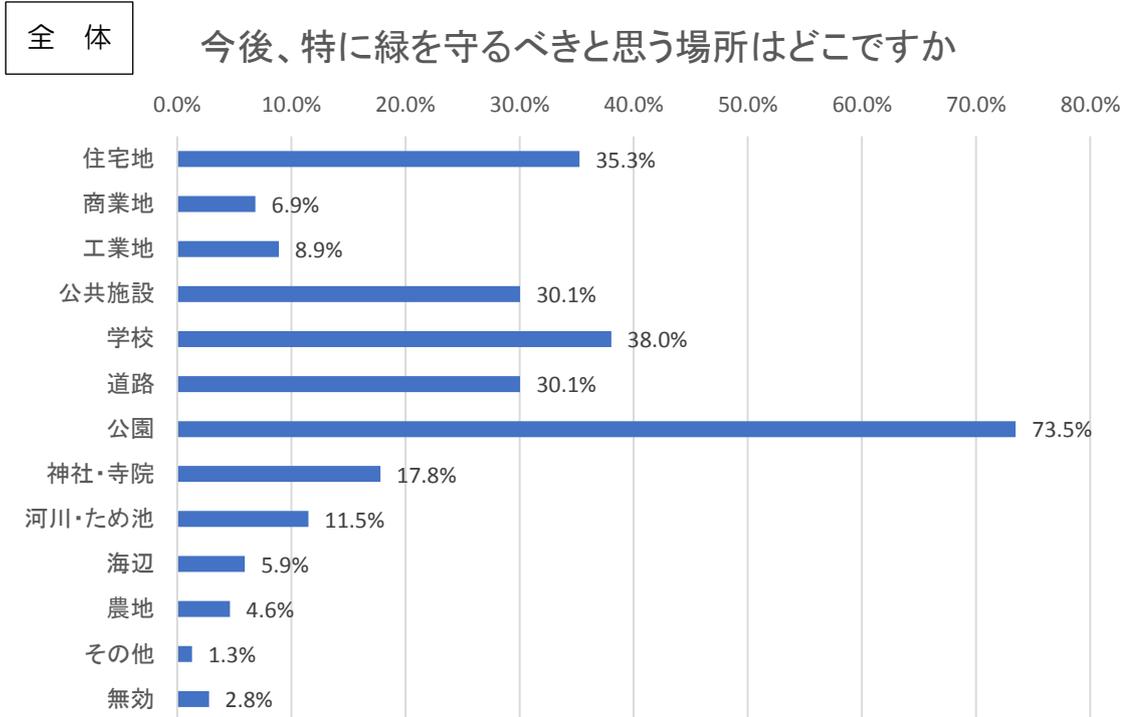
(7) 緑に望む役割について

- 緑に望む役割として期待されているのは、①「憩いの場、リフレッシュの場」、②「自然とのふれあいの場」です。



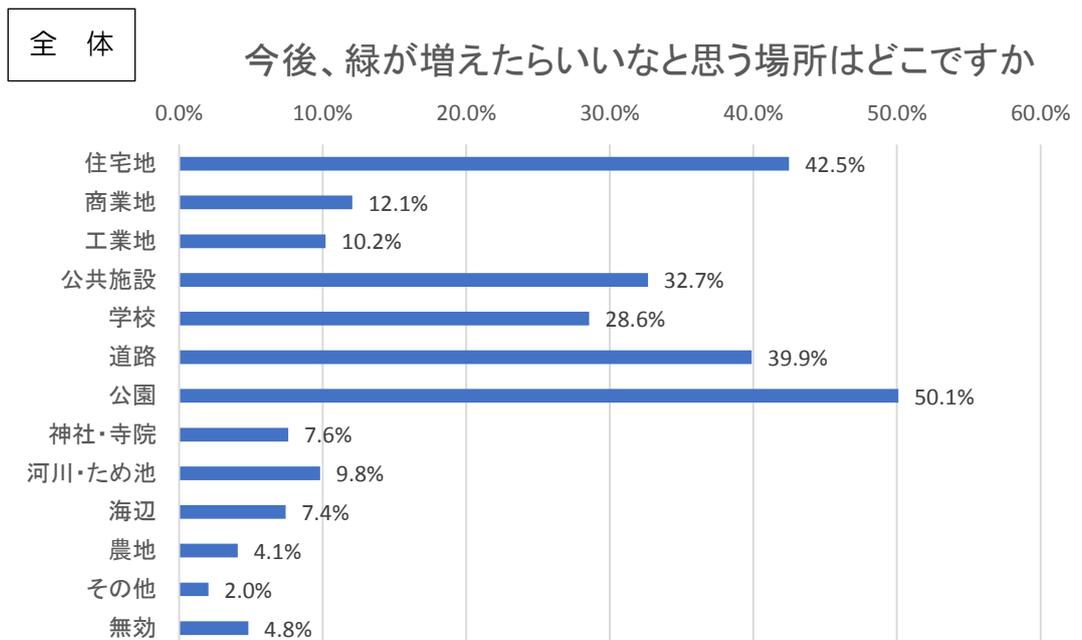
(8) 特に緑を守るべき場所について

- 特に緑を守るべき場とされているのは、「公園」が群を抜いて多く、次いで「学校」、「住宅地」の順となっています。



(9) 緑を増やしたい場所について

- 緑を増やしたい場所は、①「公園」、②「住宅地」、③「道路」の順です。

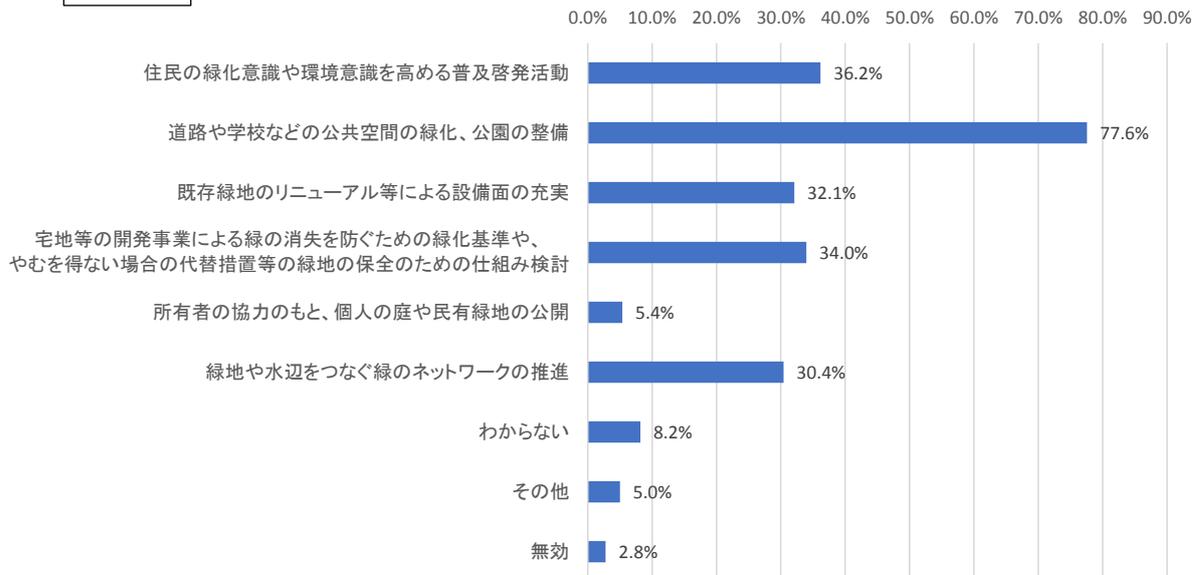


(10) 重点的に進めるべき施策について

- 重点的に進めるべき施策で支持されているのは、「道路や学校などの公共空間の緑化、公園の整備」が群を抜いて多く、次いで「住民の緑化意識や環境意識を高める普及啓発活動」や「宅地等の開発事業による緑の消失を防ぐための緑化基準や、やむを得ない場合の代替措置等の緑地の保全のための仕組み検討」の順になっています。

全体

どのような施策を重点的に進めるべきと思いますか

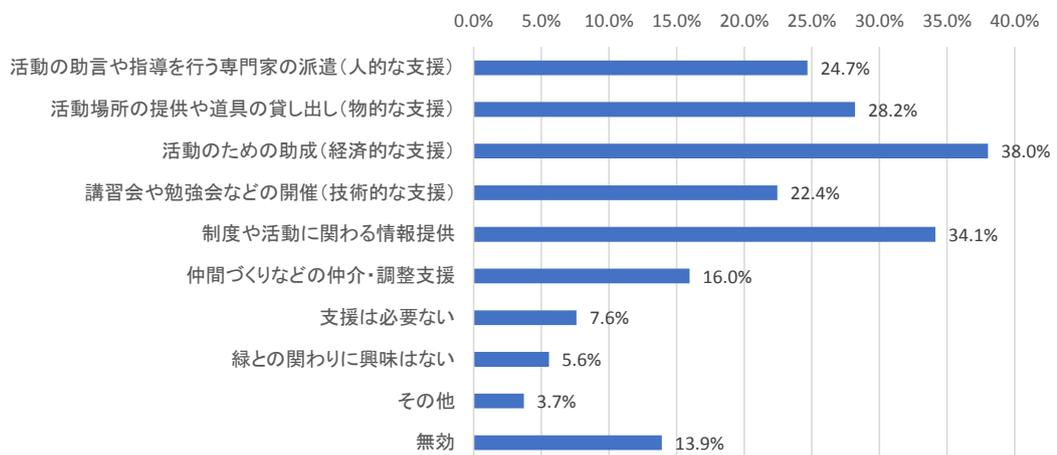


(11) 市の支援内容について

- 求められている市の支援内容は、①「活動のための助成（経済的な支援）」、②「制度や活動に関わる情報提供」、③「活動場所の提供や道具の貸し出し（物的な支援）」の順で、「活動の助言や指導を行う専門家の派遣（人的な支援）」や「講習会や勉強会などの開催（技術的な支援）」も同程度に求められています。

全体

あなたが緑と関わる上で、高石市に特に支援してほしいことは何ですか



2-5 「みどり」の目標達成状況

(1) 緑地の目標と達成状況

①市街化区域の緑地割合

- 平成 27 年度現在、市街化区域における緑地の割合 17.8%は、平成 17 年度目標(17.8%)は達成していますが、平成 37 年度目標 (22.0%) は達成していない状況です。

②都市計画区域の緑地割合

- 平成 27 年度現在、都市計画区域における緑地の割合 17.5%も、平成 17 年度目標(17.4%)は達成していますが、平成 37 年度目標 (22.0%) は達成していない状況です。

緑地割合の目標値と現況値

	目標値 (%)		現況値 (%)
	平成 17 年度	平成 37 年度	平成 27 年度
市街化区域の緑地割合	17.8	22.0	17.8
都市計画区域の緑地割合	17.4	22.0	17.5

※緑地とは、施設緑地と地域制緑地を指します。

※前計画では、「みどり」を施設緑地・地域制緑地・緑化空間に区分して算定していますが、本計画では緑化空間を施設緑地に含めて算定しています。そのため、上記の目標値は前計画の「みどり」の目標値に該当します。

(2) 都市公園等の目標と達成状況

①都市公園

- 平成 27 年度現在、都市公園の面積(48.46ha)については、平成 17 年度目標(51.23ha)、平成 37 年度目標 (66.14ha) とも達成していません。ただし、都市公園一人当たりの面積 (8.42 m²) は、平成 17 年度目標 (8.00 m²) は達成しています。
- 「高石市都市公園条例」においては、「本市の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、10 m²以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、5 m²以上とする」とされており、本市の区域内の目標値 (10 m²) には達していません。

②都市公園に準じる施設

- 都市公園に準じる施設についても、面積 (20.52ha) については、平成 17 年度目標 (21.43ha)、平成 37 年度目標 (21.52ha) とも達成していませんが、一人当たりの面積 (3.57 m²) は、平成 17 年度目標 (3.35 m²)、平成 37 年度目標 (3.31 m²) とも達成しています。

③都市公園等の合計値

- 平成 27 年度現在、都市公園等の合計面積 (66.98ha) は、平成 17 年度目標 (72.66ha)、平成 37 年度目標 (87.66ha) とともに達成されていません。
- ただし、一人当たりの面積 (11.99 m²) は、平成 17 年度目標 (11.35 m²) は達成されています。

都市公園等の目標値と現況値

		目標値 (%)		現況値 (%)
		平成 17 年度	平成 37 年度	平成 27 年度
都市公園	面積 (ha)	51.23	66.14	48.46
	m ² /人	8.00	10.18	8.42
都市公園に準じる施設	面積 (ha)	21.43	21.52	20.52
	m ² /人	3.35	3.31	3.57
合 計	面積 (ha)	72.66	87.66	68.98
	m ² /人	11.35	13.49	11.99

※平成 17 年都市計画区域人口想定：64,000 人

※平成 37 年都市計画区域人口想定：65,000 人

※平成 24 年都市計画区域人口 (平成 27 年 4 月 1 日 住民基本台帳)：57,496 人

2-6 計画策定にあたっての課題

計画（改定）の視点、「みどり」に対する市民意識、「みどり」の現状やこれまでの取り組みを通じて、計画策定にあたっての課題は以下のように整理されます。

(1) 「みどり」を感じられるまちづくり

①緑化の現況より

- 本市では平成 13 年に現行の「高石市みどりの基本計画」を策定した以降も緑化を促進した結果、緑地面積は都市計画区域（市の全域）において約 2 割増加しました。緑地の割合も 14.9%から 17.5%に増加し、平成 17 年度の目標値を達成しています。しかし、平成 37 年度目標（22.0%）は達成していない状況です。
- 一人当たりの都市公園の面積（8.42 m²）についても、平成 17 年度の目標値（8.00 m²）は達成していますが、平成 37 年度目標（10.18 m²）は達成していません。

②市民意識調査より

- 本市全体の「緑の量」についての評価は、「少ない・やや少ない」という回答率が 5 割以上あり、「多い・やや多い」は 1 割以下となっています。
- 本市全体の「緑の満足度」についての評価は、「満足していない・あまり満足していない」が 4 割を占め、「満足・まあまあ満足」は 2 割以下となっています。
- 本市全体の「緑の増減」についての評価は、「減った・やや減った」が約 26%を占め、「増えた・やや増えた」の約 11%を大きく上回るとともに、お住まいの地域における評価ではさらに差が開いています。

③課題としての整理

- 緑地についての目標は、平成 17 年度の目標値は達成されていますが、市民アンケートの結果をみると、「緑の量は不足している」、「緑の満足度は低い」、「緑の増減はあまり変化がない」、「市全体より住んでいる地域周辺で緑が減少している」という評価になっており、数値的には増加している「みどり」が市民に実感されていない現状が浮かび上がります。
- 大阪府では、より効果的に「みどり」を感じられるまちづくりを進めるために、視覚的な緑量を評価指標として導入しつつあります。また、市民の「みどり」のまちづくり活動への関わりは、より「みどり」を身近に感じられる機会となります。

計画（改定）の視点で「ストック効果をより高める」を挙げているように、単に「みどり」の量を増やしていくだけでなく、より効果的に「みどり」を感じられるようにするための取り組みが課題です。

(2)「みどり」の質の向上

①緑化の現況より

- 前述の通り、都市公園については目標を達成しつつある等、一定の「みどり」ストックが確保されつつあります。

②市民意識調査より

- 緑のまちづくりで「現在実施している」のは、「庭やベランダで花や樹木を育てる」が圧倒的に多く、「学校や公民館、歩道などで花や樹木を育てる」や「身近な公園・道路・河川などの除草清掃活動を行う」、「近くにある樹林地などの維持・管理活動を行う」といった自宅外で維持管理に参加する取り組みは、回答率が低くなっています。
- 「今後やってみたい」のは「緑化イベントなどに参加する」が最も多くなっていますが、維持管理に関わる活動意向も高くなっています。

③課題としての整理

- 「みどり」のストックは確保されつつありますが、市民意識調査では実際に維持管理活動に参加する市民は多くないものの、参加意向は高まっていることがうかがえます。

計画（改定）の視点で「ストック効果をより高める」を挙げているように、今後は、「みどり」の量の確保とともに、適切な維持管理等を通じて「みどり」の質を高める取り組みが課題です。

(3)「みどり」のさらなる活用

①緑化の現況より

- 前述の通り、都市公園については目標を達成しつつある等、一定の「みどり」ストックが確保されつつあります。

②市民意識調査より

- 公園利用について、7：3の割合で「あまり利用しない」が「よく利用する」より多くなっていますが、「小学生以下の子どもがいる人」に限定すると「よく利用する」が多数を占めています。
- 公園の数について「今のままで良い」が過半数を占めますが、「小学生以下の子どもがいる人」に限定すると「もっと公園が必要」という回答が多くなっています。
- 「みどり」に望む役割として期待されているのは、最も多いのが「憩いの場、リフレッシュの場」、次いで「自然とのふれあいの場」です。
- 必要と考えられている公園像は「歩いて行ける身近な小公園」の回答率が高く、「休日に自転車や車などで行く大きな公園」は低くなっています。

③課題としての整理

- 市民意識調査によると、「小学生以下の子どもがいる人」は全体平均よりも「公園をよく利用」し、「もっと公園が必要」だと感じています。子育て支援環境を重視するまちづくりのなかで、「みどり」の果たす役割の大きさを示しています。子育て世代だけではなく、年代によって「みどり」の果たす役割は異なっていることがうかがえます。
- 一方、「みどり」は、公園等における市民の活動の場や憩いの場、子どもの遊び場、災害時の避難場所といった役割だけでなく、生き物の生息の場や都市環境の改善等の多くの役割を有しています。

計画（改定）の視点で「都市公園を一層柔軟に使いこなす」を挙げているように、「みどり」の役割についての普及啓発を、世代ごとにきめ細かく図りながら、さらなる活用を図っていくことが課題です。

(4) 民有地との連携強化

①緑化の現況より

- 緑地の量について、平成13年の現計画策定時と平成27年の現在を都市計画区域（市の全域）で比較すると、合計では約30ha・約18%増加していますが、民間施設緑地の面積0.69haは変化がありませんし、緑地全体の0.3%に過ぎません。また、民有地である地域制緑地については約6ha・約5%増加していますが、増加率は緑地全体と比べて低くなっています。
- 民有地内の緑地が含まれる「緑被」については、平成11年度の約8%から平成26年度は約12.9%に増加しています。しかし、計測方法や対象とする緑地が異なることから、一概に、みどりが増加しているとは言えません。

②市民意識調査より

- 「重点的に進めるべき施策について」の選択肢のなかで、「所有者の協力のもと、個人の庭や民有緑地の公開」は回答率が低くなっています。

③課題としての整理

- 今後の緑化の推進あたっては、本市は、大部分が既に市街地化されており、公共公益施設の緑化だけで「みどり」を増やしていくことには限界があります。
- そのため、住宅地や事業所といった民有地の「みどり」を増やしていくことが重要となりますが、民有地の緑化の意義については周知されていない状況にあります。

計画（改定）の視点で「民間との連携を加速する」を挙げているように、市民、事業者、行政が連携して民有地の「みどり」を活用したまちづくりを進めていくことが課題です。

(5) 市民、事業者、行政との協働推進

①緑化の現況より

- 前述の通り、都市公園については目標を達成しつつある等、一定の「みどり」ストックが確保されつつあります。

②市民意識調査より

- 求められている市の支援内容は、①「活動のための助成（経済的な支援）」、②「制度や活動に関わる情報提供」、③「活動場所の提供や道具の貸し出し（物的な支援）」の順になっています。

③課題としての整理

- これまで本市では、大阪府とも連携しながら、市民や事業者と連携した「みどり」のまちづくりを進めてきています。しかし、市民意識調査で求められているような、経済的・物的な支援を行政が市民に行っていくことには限界があり、事業者の参画が必要です。そのためには、事業者に対する一定のインセンティブ（「みどり」のまちづくりに参画することの動機づけ）を検討することも必要です。

計画（改定）の視点で「民間との連携を加速する」を挙げているように、これまで実施してきた本市の取り組みをさらに進め、市民や事業者、行政の協働による「みどり」のまちづくりをさらに推進することが課題です。

Ⅲ. 「みどり」のまちづくりの 基本的な方向性

3-1 基本目標

<前計画の基本目標>

“水と緑に親しめる都市”をめざして



<新しい基本目標>

市民とともに育む「みどり」輝く都市：高石

- 本市では、平成13年に策定された「高石しみどりの基本計画」を踏まえ、「みどり」のまちづくりを進めてきており、都市公園等をはじめとした公共公益施設の「みどり」は一定程度増加していますが、将来的な目標（平成37年度の目標）は達成されておらず、今後も緑化の推進が望まれます。
- しかし、高石市は大部分が市街化されており、公共公益施設の緑化だけでは、さらに「みどり」を増やしていくには限界があり、住宅地の「みどり」等、民地との連携を図りながら「みどり」のまちづくりを進めていくことが今後重要となります。また、都市公園は一定程度のストックが確保されつつあり、今後は「みどり」のストックの質をより高め、さらなる活用を図っていくことも必要です。
- そこで、本市では、市民、事業者、行政の協働のもと、今後もさらに「みどり」の確保を進めるとともに、「みどり」のさらなる活用を通じたまちづくりを進めることで、『みどり』輝く都市：高石の創出をめざします。

3-2 基本方針

本市の「みどり」に関する現状や課題を踏まえて、「みどり」の基本計画の基本方針を次のように設定します。

(1)「みどり」を実感するための基本方針

- 緑地についての目標は達成されつつありますが、市民アンケートの結果をみると、数値的には増加している「みどり」が市民に実感されていない現状が浮かび上がります。
- 単に「みどり」の量を増やしていくだけでなく、より効果的に「みどり」を感じられるようにするための取り組みが必要、という課題に対応する必要があります。
- そのためには、ハード面では公共空間に面した「みどり」や立体的に見える「みどり」の創出、ソフト面では「みどり」のまちづくりへの市民の参画等による「みどり」を身近に感じてもらおう場面づくり等、ハード・ソフト両面での取り組みが必要です。

〔基本方針①〕

目に見える「みどり」づくり、体感できる「みどり」づくり
のための工夫を行います

(2)「みどり」の骨格とネットワークづくりの基本方針

- 本市において「みどり」のストックは確保されつつありますが、量的な将来目標は達成できていませんし、また、その維持管理方策についてはまだまだ周知徹底が必要です。市民意識調査では実際に維持管理活動に参加している市民は多くないものの、参加意向は高まっていることがうかがえます。
- 「みどり」の量の確保とともに、適切な維持管理等を通じて「みどり」の質を高める取り組みが必要、という課題に対応する必要があります。
- そのためには、拠点となる「みどり」の充実と、「みどり」を結ぶ歩行空間、河川や幹線道路等を活かした緑地軸の形成を通じて、都市環境の向上、歴史的な街道の文化を感じる緑化推進、生き物の生息空間の創出等を、維持管理体制の充実化とともに実現していく必要があります。

〔基本方針②〕

「みどり」の骨格と「みどり」のネットワークの
さらなる充実を図ります

(3)「みどり」の機能活用の基本方針

- 市民意識調査によると、子育て支援環境を重視するまちづくりのなかで、「みどり」の果たす役割の大きさがあらわれています。また、子育て世代だけではなく、年代によって「みどり」の果たす役割は異なっていることがうかがえます。一方、「みどり」には、公園等における市民の活動の場や憩いの場、災害時の避難場所といった役割だけでなく、生き物の生息の場や都市環境の改善等の多くの機能があります。
- 「みどり」の役割についての普及啓発を、世代ごとにきめ細かく図りながら、さらなる活用を図っていく取り組みが必要、という課題に対応する必要があります。
- そのためには、「みどり」の持つ多機能な役割を、利用者である市民のニーズに合わせて、子育て支援環境づくり、まちのにぎわいづくり、歴史性・文化性が感じられるまちづくり、生き物が豊かな都市環境づくり等、さらに活用させていく必要があります。

〔基本方針③〕

「みどり」の多様な機能を市民ニーズに合わせて
まちづくりに活用していきます

(4)「みどり」を活かす仕組みの基本方針

- 市全体の「みどり」を増やしていくには公共公益施設の緑化だけでは限界があり、住宅地や事業所といった民有地の「みどり」を増やしていくことが重要となりますが、民有地の緑化についての現状把握や緑化の意義については周知が十分でない状況にあります。
- 市民、事業者、行政が連携して民有地の「みどり」を活用したまちづくりを進めていくことが必要、という課題に対応する必要があります。
- そのためには、住宅の「みどり」や事業所の「みどり」の創出に向けて、法的規制や協定の締結、緑化活動支援や普及啓発、財政基盤や体制整備等の場面で市民、事業者、行政が連携していく必要があります。

〔基本方針④〕

市民、事業者、行政の協働による「みどり」のまちづくり
に向けた仕組みの構築を一層推進します

3-3 計画の目標

(1) 前計画の配置方針

①都市環境保全の側面から

- 東西方向の幹線道路や芦田川：市街地への風の通り道
- 保護樹林や敷地面積 5,000 m²を超える緑地：都市環境を形成する「みどり」

②生物多様性の側面から

- 水辺と一体となった「みどり」である浜寺水路や芦田川沿いの「みどり」：生物多様性上重要な「みどり」

③レクリエーションの観点から

- 都市公園：市民のレクリエーションの拠点として誘致圏を考慮して配置
- 芦田川や都市計画道路：公園緑地やレクリエーション施設等をネットワークする骨格
- 高石漁港北側砂浜：水とふれあえる貴重な場
- 運動場、体育館、市民プール、小中学校のグラウンド・体育館：市民のスポーツの場
- 生産緑地：市民農園等としての活用

④防災の観点から

- 芦田川、幅員 12m以上の道路、泉北臨海緑地、浜寺水路沿いの公園緑地やグラウンド：火災の延焼遮断空間、延焼拡大防止
- 泉北臨海緑地：火災の延焼拡大防止
- 生産緑地：雨水等の保水性の確保
- 臨海部の環境保全協定等に基づく「みどり」、幹線道路の歩道部や中央分離帯の「みどり」：公害の低減
- 都市公園、学校、福祉施設、野外活動センター、市役所等：広域避難地、指定避難所、一時避難地、応急仮設住宅等の建設候補地

⑤景観の観点から

<郷土景観を構成する「みどり」>

- 浜寺公園（白砂青松の面影）、高石漁港北側の砂浜
- 風致地区（みどり豊かな住宅地の面影）
- 保護樹林、保護樹木、風致保安林
- 史跡顕彰板、紀州街道、熊野（小栗）街道
- 芦田川等（河川沿いの桜等）
- 生産緑地

<都市景観を構成する「みどり」>

- 主要な公共公益施設、比較的規模の大きな民間施設
- 主要 3 駅周辺、市役所及び鴨公園周辺、高石シンボル軸（高砂 1 号線、高石南線）、新都市緑地軸（南海中央線）

⑥都市公園等の配置方針

前計画の配置方針

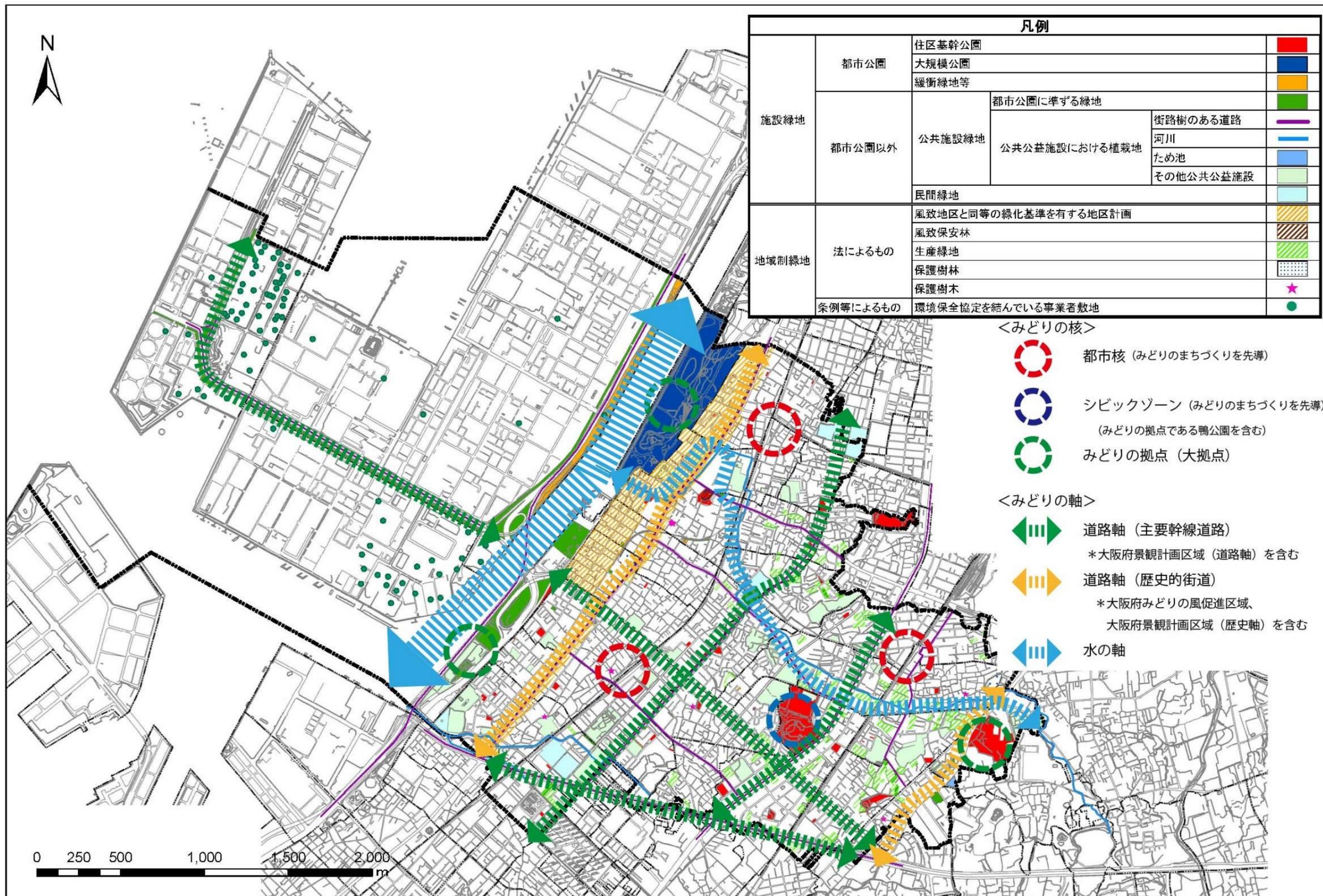
類	型	配置の考え方
1. 住区基幹公園	街区公園	・面積 0.1ha 以上の施設を、誘致距離 250mとして配置します。
	近隣公園	・1 住区に 1ha 以上の施設を 1 箇所以上配置します。
	地区公園	・臨海埋立地：高砂公園を配置します。 ・市街地：鴨公園を配置、浜寺公園（総合公園）に地区公園の役割を持たせます。
2. 都市基幹公園		・浜寺公園（総合公園）に都市基幹公園の役割を持たせます。
3. 都市緑地、緑道		・街路、河川、市街地整備等により、緑地、緑道を確保します。

*注：「都市公園法施行令」では、街区公園の面積は 0.25ha、近隣公園の面積は 2ha を標準とするとされています。

(2) 新計画の配置方針

①「みどり」の基本構造

- 前計画の「みどり」の配置方針を基本としながら、「みどりの大阪推進計画」、「大阪府景観計画」、「高石市都市計画マスタープラン」等の上位・関連計画を踏まえ、「みどり」の配置を設定します。
- 本市の人口減少が進み、都市の集約化が課題となるなか、人口が集中する内陸部の「みどり」のまちづくりが重要となることから、特に内陸部の「みどり」の充実を図ります。



「みどり」の基本構造

②都市公園等の配置方針

- 都市公園等の配置は以下のように計画します。

新計画の配置方針

類	型	配置の考え方
1. 住区基幹公園	街区公園	・0.1ha以上の施設を、周辺に居住するものが容易に利用できるように維持
	近隣公園	・1住区に1ha以上の施設を、1箇所以上維持
	地区公園	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地： <ul style="list-style-type: none"> 鴨公園：市の中心部に位置し、ウォーキングロードの整備等により市民の憩いの広場となるよう配置 蓮池公園：地区公園として整備 ・臨海埋立地： <ul style="list-style-type: none"> 市民のレクリエーションの拠点であった高砂公園は、市民の利便性や災害時の避難対応を考慮し、蓮池公園や臨海部の公有地等に機能を移転
2. 大規模公園		・浜寺公園(広域公園)：大阪府において設置、維持管理
3. 都市緑地、緑道		・街路、河川、市街地整備等により、緑地、緑道を確保

*注：「都市公園法施行令」では、街区公園の面積は0.25ha、近隣公園の面積は2haを標準とするとされています。

*注：なお、今回の改定にあたり、整備の目途がつかないまま長期間制限をかけたままの(都)高師浜公園の都市計画公園の範囲を見直し縮小します。



主要都市公園等の配置図

(3) 新計画の目標設定

- 量的目標の指標として「緑被率」と「一人当たり都市公園面積」、成果目標として、住民アンケート調査による「緑の満足度」と「共有の緑への参加度」を設定します。

①みどりの量的目標

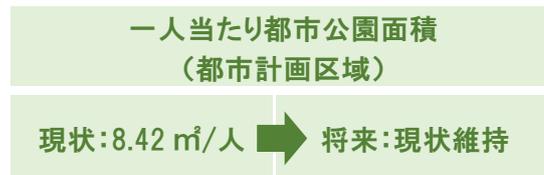
<緑被率（都市計画区域）>

- 都市計画区域全体の量的目標として、緑被率を指標とします。開発を進めるなかでも緑化を推進することによって、みどりを確保することに努め、緑被率の向上をめざします。



<一人当たりの都市公園面積（都市計画区域）>

- 都市計画区域における一人当たりの都市公園面積は、現状 8.42 m²/人ですが、おおよそ前計画の目標が達成されたことから、今後は維持管理及び質の向上、利活用の増進に力点を置くものとします。



<緑視率>

- 緑視率調査の既往調査結果はありませんが、市民が実感できる目標、市民とともに検証できる指標として、今後、緑視率調査等を検討します。

②みどりの成果目標

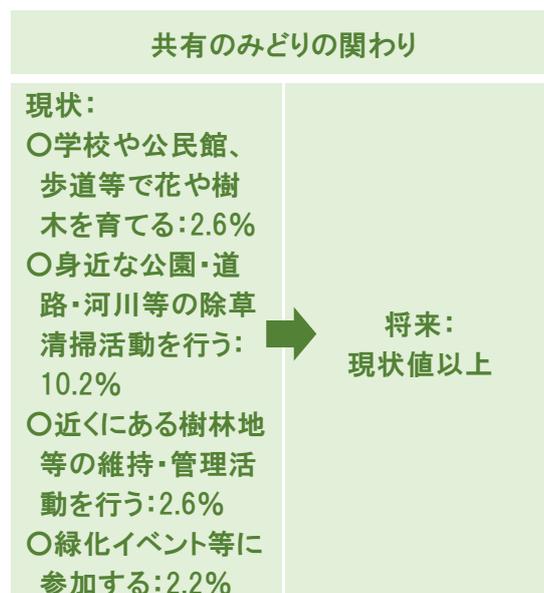
<みどりの満足度>

- 平成27年に実施した「高石市 緑のまちづくりの住民アンケート調査」において、みどりの満足度（高石市全体）は、「満足」「まあまあ満足」と回答した市民割合は17.1%でした。今後、適切な維持管理やイベント等を通じたみどりへのふれあいの確保等により、みどりに対する満足度を10%程度向上することを目標とします。



<みどりの関わり>

- 同アンケート調査では、学校や公民館、歩道等のみどりの保全や育成に参加する市民割合は2.6%程度、公園や道路、河川等の除草清掃活動への参加は10.2%等となっています。今後、様々な形で、まちの「みどり」へ参画する市民を増やし、現況値以上をめざします。



IV. 実現に向けての施策

4-1 施策の体系

「みどり」のまちづくりの推進に向けた施策は、以下の体系に基づいて実施します。

施策の体系

	類	型	方針
1. 骨格となる 「みどり」づくり	1-1 みどりの核	1-1-1 都市核（高石駅周辺地区、 羽衣駅周辺地区、富木駅 周辺地区）	<ul style="list-style-type: none"> 本市の「みどり」のまちづくりを先導する施策展開を図ります。
		1-1-2 シビックゾーン	
		1-1-3 みどりの拠点	
	1-2 みどりの軸	1-2-1 道路軸	<ul style="list-style-type: none"> 公共事業（道路等）と周辺民地との連携により骨太の「みどりの軸」を形成します。
		1-2-2 水の軸	<ul style="list-style-type: none"> 「みどり」の保全とさらなる活用を図ります。
2. 街全体へと広がる 「みどり」づくり	2-1 商業地や住宅地（法的規制、協定締結）	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な「みどり」の保全・整備を図ります。 	
	2-2 工場地（法的規制、協定締結）		
	2-3 農地（法的規制、協定締結）		
	2-4 「みどり」の回遊軸		<ul style="list-style-type: none"> 街を楽しむ「みどり」の回遊ルートの設定と、それを軸とした「みどり」づくりを推進します。
3. 「みどり」の推進スキームづくり	3-1 緑化活動支援（大阪府と連携）	<ul style="list-style-type: none"> 「みどり」のまちづくりへの市民参画を推進します。 	
	3-2 普及啓発（大阪府と連携）	<ul style="list-style-type: none"> 「みどり」のまちづくりへの関心高揚を図ります。 	

4-2 施策の内容

(1) 骨格となる「みどり」づくり

①みどりの核

イ) 都市核及びシビックゾーン

- 本市では、主要三駅（高石駅、羽衣駅、富木駅）周辺を、3つの生活圏の中心（都市核）として位置づけ、まちづくりを行っています。また、市役所周辺は、本市の行政サービスの中心地（シビックゾーン）として機能の維持・保全に努めるとともに、市民が集い楽しめる機能の充実を図ることとしています。
- これらの4つの地区は、前計画では「緑化重点地区」として位置づけられており、本計画においても、本市の「みどり」のまちづくりを先導する地区として施策展開を図ります。

○高石駅周辺

- ・高石駅周辺では駅前広場が整備され、一定の緑地が確保されています。今後は、これらの整備された緑地の適切な維持管理を図ります。〔継続、拡充施策〕

○羽衣駅周辺

- ・羽衣駅周辺では再開発事業等が進められており、当事業と併せた「みどり」のまちづくりを推進します。〔継続、拡充施策〕



高石駅前の緑地

○富木駅周辺

- ・富木駅周辺は主に住宅地となっており、今後のまちづくりと併せた緑化の推進を図ります。〔継続、拡充施策〕

○シビックゾーン

- ・シビックゾーンでは、市庁舎と一体的に鴨公園が整備されるとともに、芦田川周辺とのみどりのネットワーク化が進みつつあります。今後は、これらの整備された緑地の適切な維持管理を図ります。〔継続、拡充施策〕

ロ) みどりの拠点

- 広域公園である（都）浜寺公園、地区公園である（都）鴨公園や（都）蓮池公園、高石海岸線周辺緑地といった「大拠点」、大拠点以外の都市公園や公共公益施設の緑化空間及び神社等といった「小拠点」は、本市の「みどりの核」を形成するものとして位置づけています。
- これらの「みどりの拠点」では、まとまりのある「みどり」の保全・整備と、さらなる活用を図ります。

大拠点

○（都）浜寺公園

- ・この公園は府営の広域公園です。豊かなみどりとともに、レクリエーション施設や親水空間、散策道等が整備されています。
- ・今後も大阪府と連携して、公園PR強化や各種イベントの実施といった取り組みを継続します。〔継続、拡充施策〕



浜寺公園

○（都）鴨公園

- この公園では、園内に防災機能を備えた総合体育館を建設し、公園機能の充実を図るとともに、適切な公園の維持管理に努めてきました。
- 今後も植栽の維持管理や、健康ウォーキング等の各種イベントの実施を継続します。〔継続、拡充施策〕
- また、利用者の意向を踏まえて、市民ニーズに合った遊具等を整備するとともに、都市計画公園としての範囲の拡充を図ります。〔新規施策〕



鴨公園

○高石海岸線周辺緑地

- 浜寺水路の内陸側には、高師浜野球場や高師浜運動広場、高師浜テニスコートといった施設があり、市民スポーツ活動の拠点となっています。
- 今後もこれら施設の維持管理や、各種スポーツイベントの開催を継続します。〔継続、拡充施策〕
- また、新たに都市公園としての位置づけを行います。〔新規施策〕



高師浜運動広場でのサッカーフェスティバル

○（都）蓮池公園

- この公園は都市公園として計画決定がされており、臨海部の（都）高砂公園の機能移転に伴って地区公園として位置づけ整備を行います。
- 公園の計画づくりにあたってのワークショップ等の開催や、公園の維持管理等については、市民との協働を検討するほか、広域避難地である（都）鴨公園を補完する防災機能を備えた公園としての整備を行います。〔新規施策〕

小拠点

○大拠点以外の都市公園、都市公園に準ずる緑地

- ・大拠点に位置づけられた都市公園以外の街区公園及び近隣公園等や、都市公園に準ずる緑地については、公園愛護会等との連携や公園におけるアダプト・プログラム等を含めて継続的な維持管理を行うほか、防災機能の充実化を検討します。〔継続、拡充施策〕
- ・また、公園施設の安全性確保と機能保全を図りながら、維持管理予算の縮減を図るため、公園長寿命化計画を策定します。〔新規施策〕



高石市アダプト・プログラムサインボード

○神社

- ・等乃伎神社の社叢林は、保護樹林に指定されています。今後も、保護樹林制度や所有者との連携による緑地の保全、維持管理を継続して行います。〔継続、拡充施策〕



等乃伎神社の保護樹林

○公共公益施設の緑化空間（道路、河川以外）

- ・主要な公共公益施設については、高石市緑化推進要綱及び施行要領で定めた緑化面積の向上に努めていますが、今後も緑化促進を図るとともに、緑地空間の継続的な維持管理を行います。〔継続、拡充施策〕

その他都市公園全般

○安全・安心の公園づくり

・【防犯カメラの設置推進】〔継続、拡充施策〕

現在、(都) 鴨公園等に防犯カメラを設置していますが、今後も公園・緑地における防犯カメラの設置を推進します。犯罪の抑止はもちろん、市民の犯罪不安の軽減や、災害時等の非常時における迅速な情報の収集等、安全・安心なまちづくりに役立てていきます。

・【防災機能の強化】〔継続、拡充施策〕

(都) 鴨公園は広域避難地として指定しているとともに、防災機能を備えた総合体育館を建設しています。今後も災害が発生した場合に備えて、災害対応トイレ、ソーラー発電の公園灯、揚水ポンプ、かまどベンチ、防火水槽、応急給水槽等を公園に設置することを推進し、市民を災害から守る拠点として公園を活用していきます。

○維持管理の担い手づくり

・【公園サポーター制度の導入】〔継続、拡充施策〕

現在、市民による公園愛護会によって公園の維持管理活動が行われています。

今後、市民、事業者、行政の協働による公園の利活用を図りやすくするため、公園愛護会を発展させる形で「公園サポーター」制度を導入するとともに、その活動マニュアル等を検討していきます。

・【指定管理者制度の導入】〔新規施策〕

現在、(都) 鴨公園の運動広場や総合体育館については、事業者による指定管理が行われています。

今後は、街区公園についても指定管理者制度の導入を検討します。自治会や町内会等の地元団体が指定管理者となることで、管理経費の削減、きめ細かな公園管理、市民にとってより身近で魅力ある公園づくりが実現できる可能性があります。

○使われる公園づくり

・【公園・緑地カルテの作成】〔新規施策〕

現在、公園・緑地の施設内容については、公園台帳による管理を行っています。

今後は、体系的・計画的な公園リニューアル及びリフレッシュを行うため、公園・緑地カルテを作成します。公園ごとに利用実態や施設の状況、今後の活用の可能性等をもとにしたリニューアル必要度を評価し、得点の高いものからリニューアルを実施する等、計画的な維持管理に役立てていきます。

・【公園利用ルールの規制緩和】 〔新規施策〕

現在、高石市都市公園条例で公園利用ルールが定められており、一部の活動については許可が必要となっています。今後は、キャッチボール、ゲートボール、フリーマーケット等の行為を、一定のルールを守ることを前提として認める等、公園利用に対する緩やかな規制づくりを行います。公園の広さや施設内容、周辺の環境、地域ニーズ等に配慮しながら規制緩和を行い、公園の利用促進や魅力向上に役立てていきます。

○維持管理システムの一元化

・【公園データベースシステムの構築】 〔新規施策〕

公園・緑地カルテ、公園ごとの利用ルール、指定管理者の活動状況、公園サポーター制度の運用状況、防犯カメラの設置状況、防災施設の点検状況等のデータは、公園施設の点検情報や現場写真、図面等とともにデータベースとして一元管理するシステムを構築します。

②みどりの軸

イ) 道路軸

- 主要幹線道路（国道26号、（都）南海中央線、（都）松原泉大津線（府道泉大津美原線）、（都）高石南線（府道信太高石線）、（都）高砂1号線）や歴史的街道（（都）堺阪南線（府道堺阪南線）、（都）取石舞線（府道大阪和泉泉南線）は、本市の「みどりの軸」を構成する道路軸として位置づけています。
- 道路軸においては、公共事業（道路等）と周辺民地との連携により、骨太の「みどりの軸」を形成します。

○主要幹線道路、歴史的街道

- ・街路樹のさらなる整備や、アダプト・プログラム等による周辺市民や事業者との連携による維持管理を継続して行います。〔継続、拡充施策〕



（都）南海中央線

- また、大阪府と連携して「みどりの風の形成事業」による周辺市民や事業者との連携による緑化を図ります（本事業では、みどりの風促進区域内で緑化をする場合、容積率や建蔽率の緩和を行っています）。〔継続、拡充施策〕



みどりの風促進区域イメージ

- 歴史的街道については、街道の歴史や見どころを知り、街道散歩をより楽しむために、大阪府が熊野街道ウォーキングマップを作成しています。このようなマップ等を使って歴史街道を散策する人への支援を行い、さらに歴史街道沿いの（都）蓮池公園におけるトイレや休憩スポットの整備等を検討します。〔新規施策〕

JR阪和線 鳳駅(堺市)～久米田駅(岸和田市)

歩行距離 14.2km
標準歩行時間 2時間57分
標準所要時間 5時間20分
標準歩速 約4.5km/h

鳳駅から商店街を抜け府道30号に入ります。堺東北有科道路をくぐりゆるやかに下っていくと聖神社一の鳥居があり、聖神社はそこから10分ほど登った丘陵地にあります。八坂神社から坂を登り早稲王子へ。陸上自衛隊駐屯地の三叉路に小栗街道石標があり、そこから街道らしい古いまち並みが続きます。

大鳥居新王子～井ノ口王子
 <大鳥居新王子>源実朝が「熊野詣参籠記」に「大鳥居の新王子」とあり「新」は新しく造営されたことを意味します。場所は特定できませんが現在のNTT熊野営業所ともいわれています。大鳥居新王子への途中、熊野詣の大鳥居は八坂大社へ参拝しました。<久米田王子>熊野詣の長尾屋敷は古い街道の面影を残しています。信太王子とも称されています。<早稲王子>後鳥羽上皇はこの地で「早稲」はまた雲深く立ちにけり 明け行く

安倍晴明(信太尊草履所神社)
 安倍晴明は信太の森で野人に遇われた旨の霊話を語り、そのお礼に狐が女となって現れた二人は皇子丸をもちました。しかし神慮を失った女は狐に成り、信太の森へ帰っていった。皇子丸は幼少時上、安倍晴明となり冷泉天皇をはじめ三人の天皇に仕えました。

スタート地点までの電鉄情報
 終りの電鉄情報

熊野街道ウォーキングマップ
 (大阪府 都市整備部 交通道路室道路整備課計画グループ 2008年2月作成)

□) 水の軸

- 芦田川や浜寺水路は、都市環境の向上や生物多様性を確保等する上で重要となる水の軸として位置づけ、水辺とそれに接する緑地や砂浜の保全や整備、さらなる活用を図ります。

○芦田川

- ・ 芦田川では、ふるさとの川整備事業（公共事業による河川敷植栽地や親水空間の保全・整備）を引き続き推進するとともに、健幸ウォーキング等のイベントの開催を継続して行います。〔継続、拡充施策〕
- ・ また、市民との協働による維持管理（アダプト・プログラム等）を推進します。〔新規施策〕



ふるさとの川整備事業の整備イメージ

○浜寺水路

- ・ 浜寺水路では、大阪府と連携して高石漁港北側の砂浜保全や、生き物調査等の各種イベント及び環境学習等の開催を継続して行います。〔継続、拡充施策〕



浜寺水路

(2) 街全体へと広がる「みどり」づくり

①商業地や住宅地

- 商業地や住宅地では、これまで各種制度に基づき、「みどり」の保全・整備を図ってきました。今後も培われてきた緑地を保全するとともに、さらなる緑化を推進します。
 - ・高石市建築物等における緑化に関する条例*並びに高石市緑化推進要綱にもとづく植栽地の保全・整備・維持管理や、地区計画制度を活用した緑地の保全・整備・維持管理を行います。
 - ・また、風致保安林、保護樹木や保護樹林の制度によるまとまりのある植栽地、巨樹・巨木の保全、維持管理を継続して行います。〔継続、拡充施策〕
 - *高石市建築物等における緑化に関する条例：300平方メートル以上の敷地において、建築物の新築、改築、または増築を行おうとする者に対して、緑化を義務付ける規定。

②工場地

- 工場地においても、各種制度に基づき「みどり」の保全・整備を図ってきました。今後も引き続き、緑地を保全するとともに、さらなる緑化を推進します。
 - ・高石市工場立地法に基づく準則を定める条例*並びに高石市建築物等における緑化に関する条例による植栽地の保全・緑化・維持管理を行います。〔継続、拡充施策〕
 - *高石市工場立地法に基づく準則を定める条例：本市高砂地区、工業専用地域の緑化基準を定める規定。



緑化が進む臨海地区

③農地

- 近年の宅地需要の沈静化による農地転用の必要性の低下、農地の環境や景観に果たす役割の期待等を背景に、国では「都市農業振興基本法」を平成 27 年 4 月に制定し、この法律に基づき、翌平成 28 年 5 月に「都市農業振興基本計画」が閣議決定されました。
- 本市では、農地を生産緑地制度等による保全や、市民生活と農業のふれあう場としての活用を行ってきており、今後も農地をまちの環境財として改めて見直し、農地の保全と活用に努めます。

- 市街化区域内の農地では、生産緑地制度による農地の保全、維持管理を引き続き行うとともに、「健幸コミュニティ農園」の運営を通じた市民と農とのふれあひ場の提供、「農」とのふれあひ事業を継続して行います。〔継続、拡充施策〕
- 市街化調整区域の農地では、保全や維持管理を継続して行います。〔継続、拡充施策〕



「健幸コミュニティ農園」による農とのふれあひ

④「みどり」の回遊軸

●本市では、市民主体のやさしさと活力あふれる「“健幸（けんこう）”のまち」を目指しており、街を楽しむ「みどり」の回遊ルートの設定と、それを軸とした「みどり」づくりを推進します。

- ・「健幸ウォーキングロード」、「高石の文化財・顕彰碑」、「ウォーキングコース」、「市内の公園」等を踏まえた、市内を回遊する「歩くルート」の検討と、休憩スポット整備や周辺緑化の推進を継続して行います。〔継続、拡充施策〕
- ・「歩くルート」沿いを中心とした公園の再整備（遊具施設の整備等）や、周辺居住者と連携した緑化推進の検討を継続して行います。〔継続、拡充施策〕
- ・「毎日が“元気”健幸ウォーキング」等のイベントの実施を継続して行います。〔継続、拡充施策〕



健幸ウォーキングロード



ちよっよりみちウォーキングマップ

(3)「みどり」の推進スキームづくり

①緑化活動支援

- 本市では、大阪府と連携して、市民の緑化活動に対して支援を行ってきました。今後もこれらの支援を継続して実施します。
 - 一般向け
 - ・緑化資材の提供を継続して行います。(園芸教室などによる生け垣用苗木の無料配布 等)
〔継続、拡充施策〕
 - 小中学校向け
 - ・小中学校への種や苗等の資材の支給や、技術支援を行います。(「みんなで育てる花いっぱいプロジェクト」(大阪府))〔継続、拡充施策〕
 - 公園愛護会向け
 - ・公園愛護会に向けて、交付金による公園緑化推進活動の推進を、今後も継続して行います。〔継続、拡充施策〕
 - ボランティア向け
 - ・ボランティアに向け、緑化の事例や各種緑化支援制度の紹介等、緑化活動に対する情報提供を行います。〔新規施策〕

②普及啓発

- 本市では、大阪府と連携して、緑化についての普及啓発事業を行ってきました。今後もこれらの施策を継続して実施します。
 - ・「みどり」に関わる各種講座(園芸教室、緑化展等)の開催や、「みどり」活動に対する顕彰(みどりのまちづくり賞(大阪ランドスケープ賞 大阪府)、大阪府みどりの功労者表彰(大阪府)、大阪優良緑化賞(大阪府) 等)等によって、「みどり」のまちづくりへの関心高揚を図ります。〔継続、拡充施策〕
 - ・また、大阪府では、緑化施設の整備とあわせて、緑化促進活動に取り組む事業者を「実感・みどり事業者」として認定し、その活動について、大阪府が積極的にPRする取り組みを実施しています。また、上記認定事業者が行う活動の経費の一部を補助する事業も実施しており、本市としてもこれらの事業のPRに努め、さらなる緑化推進を図ります。〔新規施策〕

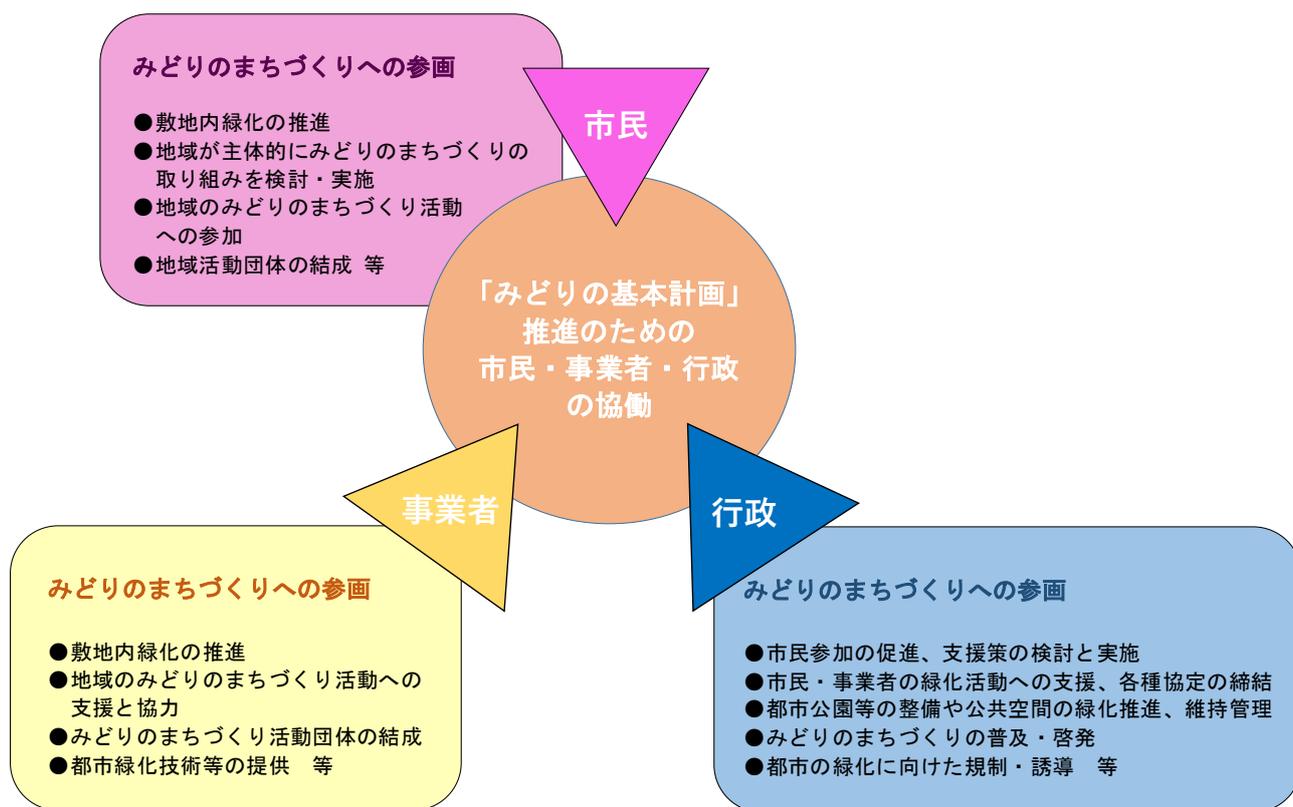


市民との協働による芦田川での生物調査

V. 計画の推進体制

5-1 推進体制

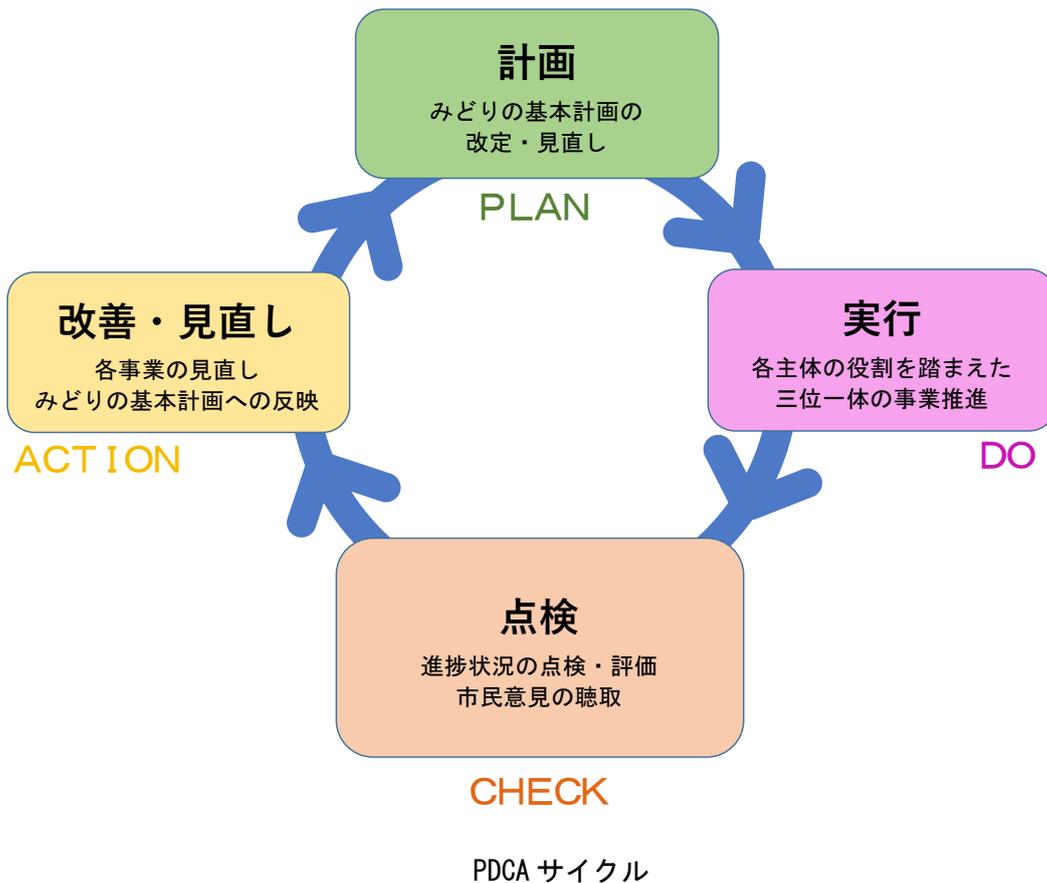
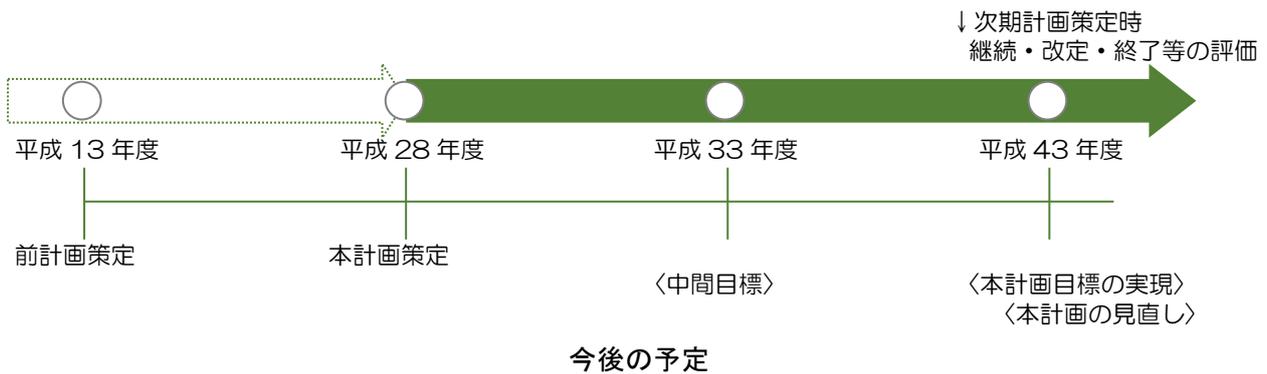
- 本計画の推進にあたっては、市民、事業者、行政が、連携・協働し、市全体が一体となって取り組みを進めます。
- 取り組みにあたっては、枠組みづくりの段階から市民や事業者、みどりづくりに取り組む様々な活動組織の参加を呼びかけ、地域の課題、課題解決の方法をともに話し合い、解決に向けた取り組みを進めます。



計画の推進体制

6-2 進捗管理

- 本計画の推進にあたっては、その進行管理を適切に行うため、計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、改善・見直し（Action）のPDCAサイクルを進め、定期的に各施策の進捗状況の点検を行います。
- 計画の見直しについては、中間年次にあたる平成 33 年度、計画期間の最終年度にあたる平成 43 年度に、目標の達成状況を評価し、必要に応じて見直しを行います。





高石市 みどりの基本計画

高石市 土木公園課

平成29年2月

〒592-8585 大阪府高石市加茂4丁目1番1号

電話：072-265-1001（代表）

<http://www.city.takaishi.lg.jp>